

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則..... (人事課)	1

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第18号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)の一部を次のように改正する。

目次中「部、室」を「部、局、室」に、「部及び分課組織」を「内部組織」に、「部及び室」を「部、局及び室」に、「課の」を「課、センター及び課の室等の」に、「第20条」を「第20条の4」に改め、「第2款の2 自治政策研修センター(第47条の2-第47条の6)」を削り、「第7款 文書館(第57条の2-第57条の4)」を「第7款 削除」に、「第2目 知的障害児施設(第132条-第134条)」を「第2目 削除」に、「第2款 大阪事務所及び名古屋事務所(第150条・第151条)」を「第2款 削除」に、「第3款 栽培漁業総合センター(第213条-第215条)」を「第3款 削除」に、「第4目 地域農業改良普及センター(第263条-第266条)」を「第4目 削除」に、「附属情報センター」を「附属総合情報センター」に、「附属図書館」を「附属産学・地域連携センター」に改める。

「第1節 部、室、課及びグループ」を「第1節 部、局、室、課及びグループ」に改める。

「第1款 部及び分課組織」を「第1款 内部組織」に改める。

第5条の見出し中「部」の次に「局」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 次の表の左欄に掲げる部に同表の右欄に掲げる局及び室を置く。

部 名	局 及 び 室 名
総 務 部	行政改革局 人事局 財政局 危機対策局

知事政策部	知事室
企画振興部	地域振興・計画局 地域主権局 科学IT振興局 新幹線・交通企画局
環境生活部	環境局 生活局
保健福祉部	保健医療局 福祉局 道立病院管理局 子ども未来推進局
経 済 部	観光のくにづくり推進局 商工局 産業立地推進局 労働局
農 政 部	食の安全推進局 農業経営局 農村振興局
水産林務部	水産局 林務局 森林環境局
建 設 部	建設管理局 土木局 まちづくり局 住宅局 建築局

第5条に次の1項を加える。

3 次の表の左欄に掲げる局に同表の右欄に掲げる室を置く。

局 名	室 名
行 政 改 革 局	大学改革推進室
地 域 振 興 ・ 計 画 局	計画室
新幹線・交通企画局	新幹線対策室
林 務 局	全国植樹祭推進室

第6条を次のように改める。

(課等)

第6条 次の表の左欄に掲げる部に同表の右欄に掲げる課を置く。

部 名	課 名
総 務 部	総務課
企 画 振 興 部	総務課
環 境 生 活 部	総務課
保 健 福 祉 部	総務課
経 済 部	総務課
農 政 部	農政課
水 産 林 務 部	総務課
建 設 部	総務課

2 次の表の左欄に掲げる局及び室に同表の右欄に掲げる課及びセンターを置く。

局 及 び 室 名	課 及 び セ ン タ ー 名
行 政 改 革 局	行政改革課 総務業務センター
人 事 局	人事課 法制文書課 職員厚生課 学事課
財 政 局	財政課 税務課
危 機 対 策 局	防災消防課 原子力安全対策課
知 事 室	秘書課 広報広聴課 国際課 道政相談センター
地 域 振 興 ・ 計 画 局	市町村課 統計課
科 学 I T 振 興 局	科学技術振興課 情報政策課
新幹線・交通企画局	交通企画課
環 境 局	環境政策課 環境保全課 循環型社会推進課 自然環境課
生 活 局	くらし安全課 道民活動文化振興課
保 健 医 療 局	医療政策課 健康推進課 食品衛生課 医務薬務課 国民健康保険課
福 祉 局	福祉援護課 高齢者保健福祉課 介護保険課 障害者保健福祉課
商 工 局	商工金融課 産業振興課 商業経済交流課
産 業 立 地 推 進 局	産業立地課 資源エネルギー課
労 働 局	雇用労政課 人材育成課
食 の 安 全 推 進 局	食品政策課 農産振興課 畜産振興課
農 業 経 営 局	農業経営課 農業支援課 農地調整課 技術普及課
農 村 振 興 局	農村設計課 事業調整課 農業施設管理課 農村計画課 農地整備課 農村整備課
水 産 局	水産経営課 水産振興課 漁港漁村課 漁業管理課
林 務 局	林業木材課 森林計画課 森林整備課 治山課
森 林 環 境 局	森林活用課 道有林課
建 設 管 理 局	建設政策課 建設情報課 技術管理課

土 木 局	道路課 河川課 砂防災害課
ま ち づ く り 局	都市計画課 都市環境課
住 宅 局	建築指導課 住宅課
建 築 局	計画管理課 建築整備課

3 次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる室、センターその他の内部組織（以下「課の室等」という。）を置く。

課 名	課 の 室 等 名
法 制 文 書 課	行政情報センター 文書館
防 災 消 防 課	防災航空室
国 際 課	パスポートセンター

第6条の2中「室及び課」を「局、室、課及び課の室等」に改める。
「第1目 部及び室の分掌事務」を「第1目 部、局及び室の分掌事務」に改める。
第7条第2項を次のように改める。

2 第5条第2項に掲げる局及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部行政改革局

- (1) 行政改革に関すること。
- (2) 公益法人及び公益信託に関すること。
- (3) 政策評価に関すること。
- (4) 職員手当の認定に関すること。
- (5) 特定の経費の支出審査に関すること。
- (6) 特定科目の支出命令及び支出審査に関すること。
- (7) 物品の調達に関すること。

総務部人事局

- (1) 職員の任免その他の身分的取扱い、勤務条件、給与及び研修に関すること。
- (2) 行政組織等に関すること。
- (3) 叙位及び叙勲並びに褒章に関すること。
- (4) 法規文書の審査、北海道公報の編集発行等に関すること。
- (5) 不服申立て、訟務等に関する事務の総合調整に関すること。
- (6) 文書の管理及び情報公開等に関すること。
- (7) 職員の福利厚生等に関すること。
- (8) 私立学校に関すること。

(9) 宗教法人に関すること。 総務部財政局 (1) 行財政の総合企画及び総合調整に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 (2) 道議会に関すること。 (3) 予算の編成等に関すること。 (4) 道税の企画、調査統計及び広報に関すること。 (5) 道税の賦課徴収等に関すること。 総務部危機対策局 (1) 防災消防行政に関すること。 (2) 原子力安全対策に関すること。 (3) 危機管理及び国民保護法制に関すること。 (4) 自衛隊及び駐留軍の基地に関連する問題の調整に関すること。 知事政策部知事室 (1) 知事及び副知事の秘書に関すること。 (2) 広報及び広聴に関すること。 (3) 国際交流並びに国際化施策の企画及び調整に関すること。 (4) 苦情審査委員及び公益通報者保護に関すること。 企画振興部地域振興・計画局 (1) 地域振興の企画及び総合調整に関すること。 (2) 経済の調査及び分析に関すること。 (3) 市町村その他公共団体の行政一般に関すること。 (4) 統計調査の総合調整に関すること。 (5) 道の総合計画に関すること。 (6) 国費予算及び社会資本整備の総合調整に関すること。 (7) 国土利用計画に関すること。 企画振興部地域主権局 (1) 地域主権の推進に関すること。 (2) 支庁制度の見直しに関すること。 (3) 道州制の推進に関すること。 (4) 市町村合併の推進に関すること。 企画振興部科学 I T 振興局 (1) 科学技術の振興に関すること。 (2) 道立の試験研究機関に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。 (3) 情報化の総合的な推進に関すること。 企画振興部新幹線・交通企画局	(1) 新幹線鉄道の建設の促進に関すること。 (2) 運輸交通に係る総合調整に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。 環境生活部環境局 (1) 環境保全に係る施策の総合的な推進に関すること。 (2) 循環型社会の推進に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。 (3) 自然環境の保全に関すること。 環境生活部生活局 (1) 道民のくらしの安全の推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 (2) 消費生活に関すること。 (3) 交通安全対策に関すること。 (4) 道民活動の推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 (5) 文化振興の総合的な企画及び調整並びに文化振興施策（他部の主管に属するものを除く。）の推進に関すること。 (6) 青少年に係る施策の総合的な推進に関すること。 (7) 男女平等参画の推進に関すること。 保健福祉部保健医療局 (1) 医療の確保及び向上に関すること。 (2) 公衆衛生の向上及び増進に関すること。 (3) 生活衛生の向上及び増進に関すること。 (4) 薬事に関すること。 (5) 食品の安全性の確保に関すること。 (6) 国民健康保険事業に関すること。 保健福祉部福祉局 (1) 地域における社会福祉の増進に関すること。 (2) 高齢者の福祉の増進及び保健の向上に関すること。 (3) 障害者の福祉の増進及び保健の向上に関すること。 (4) 介護保険事業に関すること。 (5) 生活保護に関すること。 (6) 戦没者遺族、戦傷病者等の援護に関すること。 保健福祉部道立病院管理局 道立の病院及び精神病院の経営に関すること。 保健福祉部子ども未来推進局 (1) 少子化対策についての総合的な企画及び調整に関すること。 (2) 児童及び母子に係る保健医療福祉に関すること（他局の主管に属するものを除く。）。
---	--

経済部観光のくにづくり推進局

- (1) 観光振興対策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 観光客の誘致及び観光地づくりの促進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 国際観光及び体験型観光の推進に関すること。

経済部商工局

- (1) 商工業の振興に関すること。
- (2) 中小企業の振興に関すること。
- (3) 金融に関すること。
- (4) ものづくり産業の振興に関すること。
- (5) 新産業の振興等に関すること。
- (6) 流通及び経済交流に関すること。

経済部産業立地推進局

- (1) 産業の立地に関すること。
- (2) エネルギーに関すること。
- (3) 鉱業に関すること。
- (4) 高圧ガス等の取締りに関すること。

経済部労働局

- (1) 雇用対策に関すること。
- (2) 労働福祉に関すること。
- (3) 人材の育成に関すること。

農政部食の安全推進局

- (1) 食の安全・安心の施策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 農畜産物の生産振興及び流通に関すること。
- (3) 農業に係る環境保全に関すること。
- (4) 家畜衛生に関すること。

農政部農業経営局

- (1) 農業経営の施策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 農業経営の安定及び改善に関すること。
- (3) 農地行政に関すること。
- (4) 農業技術の改良普及に関すること。

農政部農村振興局

- (1) 農業農村整備の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 農業農村整備事業の管理、計画及び実施に関すること。

水産林務部水産局

- (1) 漁業の担い手並びに漁業経営の安定及び改善に関すること。
- (2) 水産物の流通及び加工に関すること。
- (3) 栽培漁業及び沿岸漁場の整備及び開発に関すること。
- (4) 水産に係る試験研究及び漁業技術の改良普及に関すること。
- (5) 漁港、漁村及び海岸に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 水産資源の管理及び保護に関すること。
- (7) 漁業権、漁業の許可その他漁業の調整に関すること。

水産林務部林務局

- (1) 林業の振興に関すること。
- (2) 木材産業の振興に関すること。
- (3) 森林計画及び林道に関すること。
- (4) 森林の整備に関すること。
- (5) 治山、保安林及び森林保全に関すること。

水産林務部森林環境局

- (1) 森林の総合利用及び林業の普及に関すること。
- (2) みどりの環境づくりに関すること。
- (3) 道有林野の整備管理に関すること。

建設部建設管理局

- (1) 建設政策の総合調整に関すること。
- (2) 空港及び港湾に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 建設業の許可及び指導に関すること。
- (4) 土木工事の設計基準等及び土木技術に関すること。

建設部土木局

道路、河川、砂防その他土木に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

建設部まちづくり局

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) まちづくりに関すること。
- (3) 都市の環境整備に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

建設部住宅局

- (1) 住宅対策に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 建築指導に関すること。
- (3) 宅地建物の取引に関すること。

建設部建築局

国費及び道費に属する建築物の営繕工事に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第7条に次の1項を加える。

3 第5条第3項に掲げる室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部行政改革局大学改革推進室

札幌医科大学の公立大学法人化に関すること。

企画振興部地域振興・計画局計画室

- (1) 道の総合計画に関すること。
- (2) 国費予算の総合調整に関すること。
- (3) 開発に係る財政投融資に関すること。
- (4) 社会資本整備の改革の総合調整に関すること。
- (5) 地方行政連絡会議に関すること。
- (6) 土地対策の企画及び総合調整に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (7) 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。
- (8) 土地取引の規制及び地価の調査に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (9) 不動産鑑定業者及び不動産鑑定士に関すること。
- (10) 水の有効利用に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (11) 千歳川流域の治水対策に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

企画振興部新幹線・交通企画局新幹線対策室

新幹線鉄道の建設の促進に関すること。

水産林務部林務局全国植樹祭推進室

第58回全国植樹祭に関すること。

「第2目 課の分掌事務」を「第2目 課、センター及び課の室等の分掌事務」に改める。

第8条及び第8条の2を次のように改める。

（総務部の課）

第8条 総務部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 総務部の行政の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 他部課の主管に属しないこと。
- (3) 庁中の取締りその他の庁内管理に関すること。
- (4) 庁用自動車の管理運営に関すること。
- (5) 庁内電話の交換業務に関すること。
- (6) 来庁者の応接及び案内に関すること。
- (7) 支庁に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 札幌医科大学に関すること。
- (9) 東京事務所にに関すること。
- (10) 本庁の庁舎、公館、公邸及び宿舍の営繕及び維持管理に関すること（他課の主管に

属するものを除く。）。

- (11) 庁用の電気の管理に関すること。
- (12) 建築物等の保全に関すること。
- (13) 道有財産に関する事務の総括に関すること。
- (14) 公有財産の取得、管理及び処分に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (15) 道有資産所在市町村交付金に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (16) 本庁の庁舎周辺地域の整備に関すること。
- (17) 道有施設等の効率的かつ計画的な維持管理活動に関すること。

（総務部行政改革局の課及びセンター）

第8条の2 総務部行政改革局の課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。

行政改革課

- (1) 行政改革の総合調整に関すること。
- (2) 行政事務の管理及び改善の総合調整に関すること。
- (3) 建設工事等に係る入札契約手続の監視に関すること。
- (4) 行政運営の基本原則の企画調整に関すること。
- (5) 業務改善提案・通報制度に関すること。
- (6) 公益法人の設立及び公益信託の設定並びにこれらの監督に係る事務の総括に関すること。
- (7) 関与団体の点検評価及び運営指導に係る事務の総括に関すること。
- (8) 外部監査に関すること。
- (9) 政策評価の企画及び調整に関すること。

総務業務センター

- (1) 総務業務の企画及び改善に関すること。
- (2) 職員手当の認定に関すること。
- (3) 特定の経費の支出負担行為に関すること。
- (4) 特定科目の支出命令に関すること。
- (5) 特定科目の支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関すること。
- (6) 物品の購入及び不用物品の処分に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 物品の出納、保管及び記録管理に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第8条の2の次に次の3条を加える。

（総務部人事局の課）

第8条の3 総務部人事局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

人事課

- (1) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分取扱いに関すること。
- (2) 行政組織、権限の委任及び職員定数に関すること。

- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。)
- (4) 職員の研修に関すること。
- (5) 職員の表彰に関すること。
- (6) 職員の賠償責任に関すること。
- (7) 叙位及び叙勲（他部課の主管に属するものを除く。）並びに褒章に関すること。
- (8) 道民の表彰に関する事務の総合調整に関すること。
- (9) 職員の給与に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。)
- (10) 職員の給与の経理に関すること。
- (11) 職員の公務災害補償及び通勤災害補償に関すること。
- (12) 地方公務員災害補償基金に関すること。
- (13) 人事委員会との連絡に関すること。

法制文書課

- (1) 条例、規則その他の法規文書の審査及び法令の解釈に関すること。
- (2) 他課の主管に属しない法規の立案に関すること。
- (3) 不服申立て及び訴訟に関する事務の総合調整に関すること。
- (4) 法律上道の義務に属する損害賠償に関する事務の総合調整に関すること。
- (5) 条例等の公布、北海道公報の編集発行及び官報報告に関すること。
- (6) 文書の収受、審査、浄書、発送、保存その他文書の管理に関すること。
- (7) 公印に関すること。
- (8) 情報公開及び刊行物等による情報提供の総括に関すること。
- (9) 個人情報保護の総括に関すること。
- (10) 知事の資産等の公開に関すること。
- (11) 北海道の歴史に関する文書等の収集及び整理に関すること。
- (12) 北海道の歴史に関する文書等の保存及び閲覧等に関すること。
- (13) 北海道の歴史に関する文書等の調査及び研究に関すること。
- (14) 北海道立文書館に関すること（前3号に掲げる事務を除く。）。)

職員厚生課

- (1) 職員の福利厚生及び教養に関すること。
- (2) 職員の健康管理に関すること。
- (3) 職員公宅の建設及び管理に関すること。
- (4) 職員の恩給に関すること。
- (5) 職員に係る児童手当及び財産形成貯蓄に関すること。
- (6) 地方職員共済組合に関すること。
- (7) 職員互助会に関すること。

学事課

- (1) 私立学校に関すること。
- (2) 教育委員会の所掌に属しない文教に関すること。
- (3) 宗教法人に関すること。

2 行政情報センターの分掌事務は、前項の法制文書課の分掌事務のうち第8号及び第9号に掲げる事務並びに第10号に掲げる事務（知事の資産等報告書等の保存及び閲覧に係るものに限る。）とする。

3 文書館の分掌事務は、第1項の法制文書課の分掌事務のうち第11号から第13号までに掲げる事務とする。

（総務部財政局の課）

第8条の4 総務部財政局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

財政課

- (1) 行財政の総合企画及び総合調整に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。)
- (2) 道議会に関すること。
- (3) 予算の編成に関すること。
- (4) 予算の執行の統括に関すること。
- (5) 道の地方交付税及び地方譲与税に関すること。
- (6) 道債（他課の主管に属するものを除く。）及び一時借入金（出納局の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (7) 宝くじに関すること。

税務課

- (1) 道税の企画、調査統計及び広報に関すること。
- (2) 道税の賦課及び徴収に関すること。
- (3) 道税の犯則取締りに関すること。
- (4) 道税事務所に関すること。

（総務部危機対策局の課）

第8条の5 総務部危機対策局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

防災消防課

- (1) 防災行政の企画及び総合調整に関すること（原子力防災行政を除く。）。)
- (2) 災害対策に関すること。
- (3) 消防に関すること。
- (4) 消防防災ヘリコプターの運航管理に関すること。
- (5) 危険物の規制に関すること。
- (6) 危険物取扱者及び消防設備士に関すること。
- (7) 水防に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。)

- (8) 気象及び災害情報に関すること。
- (9) 自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。
- (10) ブレジャーボート等の事故防止等の調整に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (11) 消防学校に関すること。

原子力安全対策課

- (1) 原子力安全対策の推進に関すること。
- (2) 原子力防災行政の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 原子力災害対策に関すること。
- (4) 原子力環境センターに関すること。

2 防災航空室の分掌事務は、前項の防災消防課の分掌事務のうち第4号に掲げる事務とする。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2の見出し中「各課」を「の課」に改め、同条第1項中「各課」を「の課及びセンター」に改め、同項の国際課の事項の次に次の1事項を加える。

道政相談センター

- (1) 苦情審査委員に関すること。
- (2) 道政相談に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 公益通報者保護に関すること。

第9条の3を次のように改める。

（企画振興部の課）

第9条の3 企画振興部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 企画振興部の行政の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 全国知事会議に関すること。

第9条の4（見出しを含む。）中「地域振興室各課」を「企画振興部地域振興・計画局の課」に改め、同条の地域政策課の事項を削り、同条の市町村課の事項に次の1号を加える。

- (12) 広域行政に係る施策の推進に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第9条の4の市町村課の事項の次に次の1事項を加える。

統計課

- (1) 統計調査の総合調整に関すること。
- (2) 統計調査の実施に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 統計資料の収集、整理、保存及び公表に関すること。

第9条の5を次のように改める。

第9条の5 削除

第9条の6（見出しを含む。）中「企画振興部IT推進室」を「企画振興部科学IT振興局」に改め、同条の情報政策課の事項の前に次の1事項を加える。

科学技術振興課

- (1) 科学技術の振興に関すること。
- (2) 道立の試験研究機関に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第10条から第11条までを次のように改める。

（企画振興部新幹線・交通企画局の課）

第10条 企画振興部新幹線・交通企画局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

交通企画課

- (1) 運輸交通に係る総合調整に関すること（他部室の主管に属するものを除く。）。
- (2) 物流拠点の形成に係る企画及び調整に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 乗合自動車の運行確保に関すること。
- (4) 離島等の連絡船舶の運行確保に関すること。

（環境生活部の課）

第10条の2 環境生活部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 環境生活部の行政の企画及び総合調整に関すること。
- (2) アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に関すること。
- (3) アイヌ生活向上推進方策に関すること。
- (4) アイヌ民族文化研究センターに関すること。

（環境生活部環境局の課）

第10条の3 環境生活部環境局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

環境政策課

- (1) 環境保全に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 環境保全活動の促進及び環境学習に関すること。
- (3) 環境管理システムの推進に関すること。
- (4) 地球環境保全に係る施策の推進に関すること。
- (5) 環境影響評価の審査及び指導に関すること。
- (6) 特定開発行為の規制に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (7) 環境科学研究センターに関すること。

環境保全課

- (1) 公害の防止に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 公害の防止に係る規制に関すること。

- (3) 公害の防止に係る指導及び調査に関すること。
- (4) 公害に係る苦情及び紛争の処理に関すること。
- (5) 特定工場の公害防止組織の整備に関すること。
- (6) 水道その他飲料水供給施設に関すること。
- (7) 飲料水の衛生に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (8) 浄化槽に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (9) 苫小牧地方環境監視センターに関すること。

循環型社会推進課

- (1) 循環型社会の推進に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 廃棄物等の発生抑制及び循環的利用の促進に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 一般廃棄物の処理に関すること。
- (4) 産業廃棄物の処理に関すること。
- (5) グリーン購入に関すること。
- (6) 空き缶等の散乱の防止に係る施策の推進に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 墓地、火葬場及び納骨堂に関すること。
- (8) 胞衣及び産わい物の処理に関すること。
- (9) 建築物の衛生に関すること。

自然環境課

- (1) 自然環境の保全に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 自然公園、自然環境保全地域等に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 野生生物の保護管理（他部課の主管に属するものを除く。）及び狩猟の取締りに関すること。
- (4) 飼養動物の愛護及び管理に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 野幌森林公園事務所に係ること。

（環境生活部生活局の課）

第11条 環境生活部生活局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

くらし安全課

- (1) 道民のくらしの安全に係る企画及び調整並びに推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 消費生活の安定及び向上に関すること。
- (3) 消費者保護及び物価対策の企画及び総合調整に関すること。
- (4) 物価の動向その他の調査に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

- (5) 消費者団体の育成に関すること。
- (6) 消費生活協同組合に関すること。
- (7) 交通安全対策についての施策の企画及び調整に関すること。
- (8) 交通安全対策についての関係機関との連絡調整に関すること。
- (9) 交通安全運動に関すること。
- (10) 交通安全関係団体の育成及び指導に関すること。

道民活動文化振興課

- (1) 道民活動に係る企画及び総合調整並びに推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 市民と行政の協働環境の整備及び総合調整に関すること。
- (3) 文化振興の総合的な企画及び調整に関すること。
- (4) 文化振興施策の推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 開拓記念館に関すること。
- (6) 国際的なスポーツ大会に係る支援及び指導に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (7) 余暇の充実に係ること。
- (8) 体力づくりの推進に関すること。
- (9) 青少年に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (10) 青少年の健全育成に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (11) 青少年の保護育成に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第12条（見出しを含む。）中「各課」を「の課」に改め、同条の国民健康保険課の事項から保護課の事項までを削る。

第12条の次に次の2条を加える。

（保健福祉部保健医療局の課）

第12条の2 保健福祉部保健医療局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

医療政策課

- (1) 地域医療に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 医療の普及及び向上に関すること。
- (3) 救急医療に関すること。
- (4) 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 診療所、衛生学院及び看護学院に関すること。

健康推進課

- (1) 健康の増進に関すること。
- (2) 生活習慣病の予防に関すること。

- (3) 疾病対策の企画及び総合調整に関すること。
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関すること。
- (5) 結核の予防及び医療に関すること。
- (6) 特定疾患に関すること。
- (7) 原子爆弾被爆者の医療及び健康診断に関すること。
- (8) 栄養士及び調理師に関すること。
- (9) 栄養指導及び健康・栄養調査に関すること。
- (10) 老人保健に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (11) 歯科保健に関すること。
- (12) 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (13) 衛生研究所及び保健所に関すること。
- (14) その他公衆衛生に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

食品衛生課

- (1) 食品衛生に関すること。
- (2) と畜場及び化製場等に関すること。
- (3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
- (4) 狂犬病の予防に関すること。
- (5) 理容師、美容師、クリーニング師及び製菓衛生師に関すること。
- (6) 興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所に関すること。
- (7) 生活衛生同業組合に関すること。
- (8) 公衆浴場の入浴料金の統制に関すること。
- (9) 食肉衛生検査所に関すること。

医務薬務課

- (1) 医療施設及び医療法人に関すること。
- (2) 医師、薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 医療社会事業に関すること。
- (4) 死体の解剖及び保存に関すること。
- (5) 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器に関すること。
- (6) 薬局並びに医薬品等の製造販売業、製造業及び販売業に関すること。
- (7) 毒物、劇物等の取締りに関すること。
- (8) 覚せい剤の取締りに関すること。

- (9) 麻薬、向精神薬、あへん及び大麻の取締りに関すること。
- (10) 安全な血液製剤の安定供給の確保に関すること。
- (11) 臓器等の移植医療の推進に関すること。
- (12) 温泉に関すること。
- (13) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- (14) その他薬事に関すること。

国民健康保険課

- (1) 国民健康保険事業の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 国民健康保険事業の運営指導に関すること。
- (3) 国民健康保険事業の運営の安定化対策に関すること。
- (4) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に関すること。
- (5) 保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に関すること。
- (6) 老人の医療給付に関すること。

（保健福祉部福祉局の課）

第12条の3 保健福祉部福祉局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

福祉援護課

- (1) 地域福祉の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 福祉環境の整備促進に関すること。
- (3) 民生委員に関すること。
- (4) 福祉事務所の運営指導に関すること。
- (5) 社会福祉事業従事者の養成及び資質の向上に関すること。
- (6) 低所得者の総合福祉対策に関すること。
- (7) 生活保護に関すること。
- (8) 戦没者の遺族及び戦傷病者並びに引揚者、未帰還者及び留守家族の援護に関すること。
- (9) 軍人軍属であった者の恩給並びに叙位及び叙勲に関すること。
- (10) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

高齢者保健福祉課

- (1) 高齢化対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 高齢者の保健と福祉に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 老人福祉施設及びその他の高齢者に係る社会福祉事業に関すること。
- (4) 介護老人保健施設及び老人訪問看護事業に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 高齢者の保健福祉に係る団体に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

介護保険課

- (1) 介護保険事業の総合的な企画及び調整に関する事。
- (2) 介護保険事業の運営指導に関する事。
- (3) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。。
- (4) 介護支援専門員に関する事。
- (5) 介護保険に係る団体に関する事。
- (6) 社会福祉法人その他の社会福祉事業団体及び社会福祉施設並びに社会福祉事業に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。。

障害者保健福祉課

- (1) 障害者の保健と福祉に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事。
- (2) 身体障害者（児）及び知的障害者（児）の福祉に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。
- (4) 身体障害者更生援護施設、肢体不自由児施設、知的障害者援護施設及び知的障害児施設並びにその他の身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者に係る社会福祉事業に関する事。
- (5) 障害者の保健福祉に係る団体に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。。
- (6) 心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (7) 特別児童扶養手当等に関する事。
- (8) 小児総合保健センター、心身障害者総合相談所及び精神保健福祉センター並びに道立の身体障害者更生援護施設及び肢体不自由児施設に関する事。

第13条を次のように改める。

（経済部の課）

第13条 経済部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 経済部の行政の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 計量検定所に関する事。

第13条の次に次の4条を加える。

（経済部商工局の課）

第13条の2 経済部商工局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

商工金融課

- (1) 中小企業の振興対策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 中小企業の経営革新の支援に関する事。
- (3) 商工関係団体に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。。
- (4) 中小企業等協同組合等に関する事。
- (5) 中小企業者等の受注機会の確保に関する事。

- (6) 中小企業の再生支援に関する事。
- (7) 建設業のソフトランディング対策に関する事。
- (8) 中小企業金融に関する事。
- (9) 勤労者金融に関する事。
- (10) 貸金業に関する事。
- (11) 信用保証協会に関する事。

産業振興課

- (1) 産業技術の振興に関する事（他部課の主管に属するものを除く。）。。
- (2) 製造業の振興に関する事。
- (3) 産業デザインに関する事。
- (4) 高度技術産業集積の活性化に関する事。
- (5) 食品産業の振興に関する事。
- (6) 産業の環境対策に関する事（他部の主管に属するものを除く。）。。
- (7) 情報産業の振興及び産業等の情報化の推進に関する事（他部の主管に属するものを除く。）。。
- (8) バイオ産業の振興に関する事（他部の主管に属するものを除く。）。。
- (9) 環境・リサイクル関連産業の振興に関する事（他部の主管に属するものを除く。）。。
- (10) 生活関連産業の振興に関する事（他部の主管に属するものを除く。）。。
- (11) 新産業の創出及び振興に関する事（他部の主管に属するものを除く。）。。
- (12) 産業クラスターの形成推進に関する事。
- (13) サービス産業の振興に関する事
- (14) 工業試験場及び食品加工研究センターに関する事。
- (15) 工業技術センター及び地域食品加工技術センターに関する事。

商業経済交流課

- (1) マーケティングに関する事。
- (2) 商業の振興及び流通対策の総合調整に関する事。
- (3) 卸売市場に関する事。
- (4) 貿易の振興に関する事。
- (5) 海外との経済交流の促進に関する事。
- (6) サハリン事務所にに関する事。
- (7) シンガポール事務所にに関する事。

（経済部産業立地推進局の課）

第13条の3 経済部産業立地推進局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

産業立地課

- (1) 産業の立地に関する事。

- (2) 苫小牧東部地域及び石狩湾新港地域の開発に関すること。
- (3) 苫小牧東部地域における産業・技術交流拠点の形成に関すること。
- (4) 石狩湾新港地域における産業拠点の形成に関すること。

資源エネルギー課

- (1) エネルギー対策の総合調整に関すること。
- (2) 砂利採取に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 採石に関すること。
- (4) 電源立地の調整等に関すること。
- (5) 石油類の需給調整等に関すること。
- (6) 電気工事士、電気用品の取締り及び電気工事業の業務の適正化に関すること。
- (7) 金属非金属鉱業の振興及び中小鉱業の技術指導に関すること。
- (8) 地下資源の開発に関すること。
- (9) 休廃止鉱山に係る鉱害対策に関すること。
- (10) 高圧ガス、火薬類及び武器等製造の取締りに関すること。
- (11) 石炭鉱業の安定対策の総合企画及び推進に関すること。
- (12) 産炭地域の振興対策に関すること。
- (13) 地質研究所に関すること。

（経済部労働局の課）

第13条の4 経済部労働局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

雇用労政課

- (1) 労働行政の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 雇用計画の策定に関すること。
- (3) 地域雇用開発に関すること。
- (4) 人材確保に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 障害者及び高年齢者の雇用促進及び就業対策に関すること。
- (6) 若年者及び季節労働者対策に関すること。
- (7) アイヌ地区住民の雇用促進に関すること。
- (8) 港湾労働者対策に関すること。
- (9) 労働組合及び労使関係の調整に関すること。
- (10) 労働福祉に関すること。
- (11) 労働教育及び労働相談に関すること。
- (12) 仕事と家庭の両立に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (13) 労働者のゆとり推進及び労働安全衛生に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (14) 労働委員会に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

- (15) 労働資料センターに関すること。
- (16) 労働金庫に関すること。

人材育成課

- (1) 人材の育成に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 人材の誘致に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 認定職業訓練に関すること。
- (4) 職業訓練法人その他の職業訓練団体に関すること。
- (5) 技能検定に関すること。
- (6) 職業能力開発計画に関すること。
- (7) 職業訓練指導員に関すること。
- (8) 公共職業能力開発施設の行う職業訓練に関すること。
- (9) 高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校に関すること。

（農政部の課）

第13条の5 農政部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

農政課

- (1) 農政部の行政の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 農業・農村振興対策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 競馬事務所に関すること。

第14条（見出しを含む。）中「食の安全推進室各課」を「食の安全推進局の課」に改める。

第14条の2の見出し中「各課」を「農業経営局の課」に改め、同条中「各課（食の安全推進室各課を除く。）」を「食の安全推進局の課」に改め、同条の農政課の事項、技術普及課の事項及び農村設計課の事項から農村整備課の事項までを削り、同条に次の1事項を加える。

技術普及課

- (1) 農業技術の改良普及に関すること。
- (2) 農業気象に関すること。
- (3) 農業に係る試験研究の調整に関すること。
- (4) 農業試験場及び農業改良普及センターに関すること。

第14条の2の次に次の1条を加える。

（農政部農村振興局の課）

第14条の3 農政部農村振興局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

農村設計課

- (1) 農業農村整備の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 中山間地域等直接支払制度等に関すること。

事業調整課

- (1) 農業農村整備事業の管理及び調整に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

く。）。

- (2) 農業農村整備事業に係る設計、積算及び施工管理に関すること。
- (3) 農業土木技術の研究及び開発に関すること。

農業施設管理課

- (1) 農業農村整備事業の認可等に関すること。
- (2) 農業農村整備事業に係る金融に関すること。
- (3) 農業農村整備事業に係る負担金及び分担金に関すること。
- (4) 農業水利施設の公的管理及び公的支援に係る事業に関すること。
- (5) 農業水利の調整に関すること。
- (6) 道有土地改良財産の管理及び処分に関すること。
- (7) 農用地の集団化に関すること。
- (8) 農業農村整備事業に係る用地取得及び補償に関すること。

農村計画課

- (1) 農業農村整備事業の総合的企画に関すること。
- (2) 農業農村整備事業に係る資源調査及び経済調査に関すること。
- (3) 道営農業農村整備事業計画に関すること。
- (4) 団体営農業農村整備事業計画の審査及び指導に関すること。
- (5) 草地開発整備事業実施計画に関すること。
- (6) 国営農業農村整備事業に係る調整、調査及び審査に関すること。

農地整備課

- (1) 水田、畑地及び草地の整備に係る農業農村整備事業の実施に関すること。
- (2) 農業水利施設の整備に係る農業農村整備事業の実施に関すること。

農村整備課

- (1) 特定農山村総合支援事業に関すること。
- (2) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業に関すること。
- (3) 農村振興総合整備事業等の実施に関すること。
- (4) 農業集落排水事業の実施に関すること。
- (5) 中山間地域総合整備事業等の実施に関すること。
- (6) 農道の整備に係る農業農村整備事業の実施に関すること。
- (7) 基盤整備促進事業に関すること。
- (8) 小規模土地改良事業に関すること。
- (9) 農地に係る防災事業及び海岸事業の実施に関すること。
- (10) 農地、農業用施設等の災害復旧事業に関すること。
- (11) 農地に係る海岸保全区域並びに地すべり防止区域及び防災ダムの維持管理に関すること。

第15条を次のように改める。

（水産林務部の課）

第15条 水産林務部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 水産林務部の行政の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 水産及び森林土木工事の管理に関すること。
- (3) 水産業・漁村の振興施策及び森林づくりを進めるための企画及び総合調整に関すること。
- (4) 水産業及び林業の統計に関すること。
- (5) 水産林務部の試験研究等の総合調整に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第16条の見出し中「各課」を「水産局の課」に改め、同条中「各課（森林環境室の課を除く。）」を「水産局の課」に改め、同条の総務課の事項及び企画調整課の事項を削り、同条の水産振興課の事項第7号中「、栽培漁業総合センター」を削り、同条の漁業管理課の事項を次のように改める。

漁業管理課

- (1) 水産資源の管理に関すること。
- (2) 海区漁業調整委員会との連絡に関すること。
- (3) 内水面漁場管理委員会との連絡に関すること。
- (4) 漁業権に関すること。
- (5) 漁業の許可及び操業の調整その他の漁業の調整に関すること。
- (6) 漁船に関すること。
- (7) 水産資源の保護に関すること。
- (8) 内水面漁業の振興に関すること。
- (9) 遊漁船業の適正化等に関すること。
- (10) 漁業の取締り並びに漁業取締船の維持及び運航に関すること。
- (11) 国際漁業関連対策の企画及び総合調整に関すること。
- (12) 外国との漁業協定及び漁業協力等に関すること。

第16条の漁業指導課の事項から治山課の事項までを削る。

第16条の次に次の1条を加える。

（水産林務部林務局の課）

第16条の2 水産林務部林務局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

林業木材課

- (1) 林業の振興に関すること。
- (2) 木材産業の振興に関すること。

- (3) 林産物の生産及び加工に関すること。
- (4) 林産物の需給及び流通に関すること。
- (5) 林業・木材産業の経営改善に関すること。
- (6) 林業従事者の担い手対策に関すること。
- (7) 森林組合に関すること。

森林計画課

- (1) 森林計画に関すること。
- (2) 森林山村対策及び調整等に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。)
- (3) 林業の経営指導に関すること。
- (4) 林道に関すること。
- (5) 緑資源幹線林道に関すること。

森林整備課

- (1) 造林の推進及び指導に関すること。
- (2) 林業用種苗の生産指導及び需給調整に関すること。
- (3) 森林病虫害等の防除及び森林保険に関すること。

治山課

- (1) 治山に関すること。
- (2) 防災林に関すること。
- (3) 保安林及び保安施設地区に関すること。
- (4) 森林に係る開発行為の規制に関すること。
- (5) 民有林の土地利用調整に関すること。

第17条から第19条までを次のように改める。

（水産林務部森林環境局の課）

第17条 水産林務部森林環境局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

森林活用課

- (1) 森林の総合利用に関すること。
- (2) 緑化の推進に関すること。
- (3) みどりの環境づくり計画の推進に関すること。
- (4) 林業の普及指導に関すること。
- (5) 林業及び林産に係る試験研究等の調整に関すること。
- (6) 林産試験場及び林業試験場に関すること。

道有林課

- (1) 道有林野事業の総合調整に関すること。
- (2) 道有林野の整備管理に係る計画に関すること。
- (3) 道有林野の産物の売払いに関すること。

- (4) 道有林野の造林に関すること。
- (5) 道有林野の林道及び治山に関すること。
- (6) 道有林野の施業試験に関すること。

（建設部の課）

第18条 建設部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 建設部の行政の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 土木事業の用に供する建設機械に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。)
- (3) 土木現業所に関すること。
- (4) 道営の住宅団地の管理に関すること。
- (5) 土木事業用地に関すること。
- (6) 土地収用法に関すること（収用委員会事務局の主管に属するものを除く。）。)
- (7) 廃道敷地、廃川敷地等の管理及び処分に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。)
- (8) 測量の公示等に関すること。
- (9) 公有地の拡大の推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。)
- (10) 建設部に属する不服申立て及び訴訟並びに法律上道の義務（他部の主管に属するものを除く。）に属する損害賠償に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。)

（建設部建設管理局の課）

第19条 建設部建設管理局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

建設政策課

- (1) 建設行政の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 空港に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。)
- (3) 空港管理事務所に関すること。
- (4) 港湾に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。)
- (5) 港湾統計に関すること。
- (6) 苫小牧港管理組合及び石狩湾新港管理組合との連絡に関すること。

建設情報課

- (1) 土木工事の管理に関すること。
- (2) 建設業の許可及び指導に関すること。
- (3) 浄化槽工事業の登録、届出及び指導に関すること。
- (4) 建設統計に関すること。
- (5) 建設機械の抵当に関すること。
- (6) 解体工事業の登録に関すること。

技術管理課

- (1) 土木工事の施工管理に関すること。
- (2) 土木工事の積算基準等に関すること。
- (3) 土木技術に関すること。

第20条の見出し中「各課」を「土木局の課」に改め、同条中「各課（建設管理室各課及び建築整備室各課を除く。）」を「土木局の課」に改め、同条の総務課の事項から道路整備課の事項までを削り、同条の河川課の事項の前に次の1事項を加える。

道路課

道路に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第20条の空港港湾課の事項及び都市計画課の事項から住宅課の事項までを削る。

第2章第1節第2款第2目中第20条の次に次の3条を加える。

（建設部まちづくり局の課）

第20条の2 建設部まちづくり局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

都市計画課

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 宅地造成に関すること。
- (3) 広域都市圏に関すること。
- (4) 風致地区その他都市環境に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 駐車場に関すること。
- (6) 市町村のまちづくりに関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (7) 景観に関すること。
- (8) 屋外広告物に関すること。

都市環境課

- (1) 都市計画事業に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 都市計画道路に関すること。
- (3) 土地区画整理事業に関すること。
- (4) 住宅宅地に関すること。
- (5) 都市公園及び緑地に関すること。
- (6) 下水道に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

（建設部住宅局の課）

第20条の3 建設部住宅局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

建築指導課

- (1) 建築物の建築基準に関すること。
- (2) 市街地再開発事業に関すること。
- (3) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関すること。
- (4) 建築物の耐震改修の促進に関すること。

- (5) 建築士に関すること。
- (6) 建築技術者及び建築技能者の指導及び養成に関すること。
- (7) 建築統計に関すること。
- (8) 防寒住宅の建設等の促進に関すること。
- (9) 浄化槽の構造に関すること。
- (10) 民間住宅に関すること。
- (11) 住宅金融に関すること。
- (12) 住宅金融公庫の受託業務に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (13) 厚生年金住宅に関すること。
- (14) 宅地建物取引業者及び宅地建物取引主任者に関すること。
- (15) 宅地建物の取引並びに関係団体の育成及び指導に関すること。
- (16) 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること。
- (17) 北方建築総合研究所に関すること。
- (18) エネルギーの使用の合理化に関すること。

住宅課

- (1) 住宅対策に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 公営住宅に関すること。
- (3) 住宅地区改良に関すること。
- (4) 住宅供給公社に関すること。

（建設部建築局の課）

第20条の4 建設部建築局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

計画管理課

- (1) 国費及び道費に属する建築物の営繕工事に係る企画及び調整に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 国費及び道費に属する建築物の営繕工事等に係る契約（指名選考委員会及び入札執行に関するものを除く。）に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

建築整備課

国費及び道費に属する建築物の営繕工事に係る（他部課の主管に属するものを除く。）。

第21条第4項中「に掲げる室」を「又は第3項に掲げる局又は室及び第6条第2項に掲げるセンター」に、「室長又は参事」を「参事、センター長又は所長」に改める。

第23条を次のように改める。

（内部組織）

第23条 出納局に総務課、指導審査課及び経理課を置く。

2 出納局に入札管理室を置く。

第23条の2中「室及び課」を「課及び室」に改める。

第24条の見出し中「室及び各課」を「各課及び室」に改め、同条中第1項を削り、同条第2項中「各課」を「の課」に改め、同項の総務課の事項第7号を次のように改める。

(7) 収入証紙に関すること。

第24条第2項の指導審査課の事項第1号及び第2号中「関すること」の次に「（他部課の主管に属するものを除く。）」を加え、同項の経理課の事項に次の1号を加える。

(11) 財務会計トータルシステムの管理及び運営に関すること。

第24条第2項の物品管理課の事項を削り、同項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 出納局入札管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

建築工事（工事に係る業務委託を含む。）に係る入札の実施等に関すること。

第26条第2項中「処理する」の次に「局又は」を加え、同項の表中「庶務担当課」を「庶務担当の局又は課」に、「人事課」を「人事局人事課」に、「法制文書課」を「人事局法制文書課」に改め、同表地域振興対策協議会の項を削り、同表中「食の安全推進室畜産振興課」を「食の安全推進局畜産振興課」に、「建設管理室建設情報課」を「建設管理局建設情報課」に改める。

第27条第2項第7号中「及び局長」を削る。

第28条第1項中「室又は」を削り、同項の表技監の項中「代表課」を「代表課等」に改める。

第29条中「部課は」を「局又は課は」に改め、同条の表を次のように改める。

附 属 機 関 名	庶 務 担 当 の 局 又 は 課	
北海道政策評価委員会	総務部	行政改革局行政改革課
北海道防災会議		危機対策局防災消防課
北海道石油コンビナート等防災本部		危機対策局防災消防課
北海道水域利用調整協議会		危機対策局防災消防課
北海道国民保護協議会		危機対策局
駐留軍及び自衛隊施設対策委員会		危機対策局
北海道特別職職員報酬等審議会		人事局人事課
北海道公務災害補償等審査会		人事局人事課
北海道地方独立行政法人評価委員会		人事局人事課
北海道情報公開・個人情報保護審査会		人事局法制文書課

北海道私立学校審議会	企画振興部	人事局学事課
北海道総合開発委員会		地域振興・計画局
北海道国土利用計画審議会		地域振興・計画局
北海道土地利用審査会		地域振興・計画局
自治紛争処理委員		地域振興・計画局市町村課
北海道固定資産評価審議会		地域振興・計画局市町村課
北海道市町村合併推進審議会		地域主権局
北海道運輸交通審議会		新幹線・交通企画局交通企画課
北海道科学技術審議会		科学 I T 振興局科学技術振興課
北海道環境審議会	環境生活部	環境局環境政策課
北海道環境影響評価審議会		環境局環境政策課
北海道特定開発行為審査会		環境局環境政策課
北海道公害審査会		環境局環境保全課
北海道消費生活審議会		生活局くらし安全課
北海道消費者苦情処理委員会		生活局くらし安全課
北海道交通安全対策会議		生活局くらし安全課
北海道交通安全連絡協議会		生活局くらし安全課
北海道文化審議会		生活局道民活動文化振興課
北海道青少年問題協議会		生活局道民活動文化振興課
北海道男女平等参画審議会		生活局
北海道社会福祉審議会	保健福祉部	総務課
准看護師試験委員		保健医療局医療政策課
北海道生活衛生適正化審議会		保健医療局食品衛生課
北海道公衆浴場入浴料金審議会		保健医療局食品衛生課
北海道地方薬事審議会		保健医療局医務薬務課
北海道麻薬中毒審査会		保健医療局医務薬務課

北海道医療審議会		保健医療局医務薬務課	第30条中「同一の部の課相互間又は室及び課相互間」を「同一局内にあつては局長が、同一部内」に改める。 第38条第1項中「（室）」を「及び室」に改め、同項の表を次のように改める。
北海道国民健康保険審査会		保健医療局国民健康保険課	
北海道介護保険審査会		福祉局介護保険課	
北海道地方障害者施策推進協議会		福祉局障害者保健福祉課	
北海道精神保健福祉審議会		福祉局障害者保健福祉課	
北海道障害者介護給付費等不服審査会		福祉局障害者保健福祉課	
北海道子どもの未来づくり審議会		子ども未来推進局	
北海道商工業振興審議会	経済部	総務課	
北海道観光審議会		観光のくにづくり推進局	
北海道中小企業調停審議会		商工局商工金融課	
北海道大規模小売店舗立地審議会		商工局商業経済交流課	
北海道労働審議会		労働局雇用労政課	
北海道農業・農村振興審議会	農政部	農政課	
北海道食の安全・安心委員会		食の安全推進局食品政策課	
北海道農業共済保険審査会		農業経営局農業支援課	
北海道水産業・漁村振興審議会	水産林務部	総務課	
北海道森林づくり審議会		総務課	
北海道森林審議会		林務局森林計画課	
北海道事業認定審議会	建設部	総務課	
北海道建設工事紛争審査会		建設管理局建設情報課	
北海道建設業審議会		建設管理局建設情報課	
北海道美しい景観のくにづくり審議会		まちづくり局都市計画課	
北海道都市計画審議会		まちづくり局都市計画課	
北海道開発審査会		まちづくり局都市計画課	
北海道建築士審査会		住宅局建築指導課	
北海道建築審査会		住宅局建築指導課	
北海道住宅対策審議会		住宅局住宅課	
支庁名	部 名	課 及 び 室 名	
石狩支庁	地域振興部	総務課 課税課 納税課 地域政策課 環境生活課	
	産業振興部	商工労働観光課 農務課 調整課 整備課 林務課 水産課 建設指導課	
渡島支庁 胆振支庁	地域振興部	総務課 課税課 納税課 地域政策課 環境生活課	
	産業振興部	商工労働観光課 農務課 農村振興課 林務課 水産課	
檜山支庁 後志支庁 日高支庁	地域振興部	総務課 税務課 地域政策課 環境生活課	
	産業振興部	商工労働観光課 農務課 農村振興課 林務課 水産課 建設指導課	
空知支庁	地域振興部	総務課 課税課 納税課 地域政策課 環境生活課	
	産業振興部	商工労働観光課 農務課 調整課 整備課 林務課 建設指導課	
上川支庁	地域振興部	総務課 課税課 納税課 地域政策課 環境生活課	
	産業振興部	商工労働観光課 農務課 調整課 整備課 林務課	
留萌支庁 宗谷支庁	地域振興部	総務課 税務課 地域政策課 環境生活課	
	産業振興部	商工労働観光課 農務課 農村振興課 林務課 水産課	
網走支庁	地域振興部	総務課 税務課 地域政策課 環境生活課	
	産業振興部	商工労働観光課 農務課 調整課 整備課 林務課 水産課	
十勝支庁	地域振興部	総務課 課税課 納税課 地域政策課 環境生活課	
	産業振興部	商工労働観光課 農務課 調整課 整備課 林務課 水産課	
釧路支庁	地域振興部	総務課 課税課 納税課 地域政策課 環境生活課	
	産業振興部	商工労働観光課 農務課 農村振興課 林務課 水産課 建設指導課	
根室支庁	地域振興部	総務課 税務課 地域政策課 環境生活課 北方領土対策	

	室
産業振興部	商工労働観光課 農務課 農村振興課 林務課 水産課 建設指導課

第38条第2項を次のように改める。

- 2 前項に定めるもののほか、渡島支庁地域振興部地域政策課に新幹線推進室を、網走支庁産業振興部商工労働観光課に観光室を置く。

第39条を次のように改める。

（部の分掌事務）

第39条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、渡島支庁、上川支庁、留萌支庁、宗谷支庁、網走支庁、胆振支庁及び十勝支庁の産業振興部にあっては、産業振興部の事項第4号から第6号までに掲げる事務を除く。

地域振興部

- (1) 道税の賦課徴収に関する事。
- (2) 支庁の庶務（広報及び広聴に関する事を除く。）、財務（檜山支庁にあっては檜山森づくりセンター、宗谷支庁にあっては宗谷森づくりセンター及び根室支庁にあっては根室森づくりセンターの財務を含む。）その他産業振興部の主管に属しないこと。
- (3) 所管区域（市の区域を含む。以下同じ。）内における道行政の重要施策及び地域振興の企画及び総合調整に関する事。
- (4) 所管区域内における総合開発の推進及び調整に関する事。
- (5) 所管区域内の他の地方出先機関との関係に関する事。
- (6) 消防及び災害並びに危険物の規制に関する事。
- (7) 所管区域内における市町村その他の公共団体の行政及び財務に関する事。
- (8) 土地対策の推進に関する事。
- (9) 道民の日常生活の安定向上に関する事。
- (10) 環境の保全に関する事。
- (11) 廃棄物対策に関する事。

産業振興部

- (1) 商業及び鉱工業に関する事。
- (2) 観光に関する事。
- (3) 労働に関する事。
- (4) 都市計画その他土木に関する事。
- (5) 住宅及び建築に関する事。
- (6) 公有地の拡大の推進に関する事。
- (7) 水産業に関する事。

- (8) 林業に関する事。

- (9) 物資の流通その他経済に関する事。

- (10) 農業・農村の振興に関する事。

第40条の見出し中「課（室）」を「課及び室」に改め、同条第1項中「総務部各課」を「地域振興部の課及び室」に改め、同項の総務課の事項中第6号を第16号とし、第5号を第15号とし、第4号の次に次の10号を加える。

- (5) 予算の経理に関する事。
- (6) 道費の支出及び計算証明に関する事。
- (7) 税外収入（道税に係るものを除く。）に関する事。
- (8) 現金及び有価証券の出納保管に関する事。
- (9) 所管区域内の部局、地方部局及び地方公所の財務事務の指導及び検査に関する事。
- (10) 所管区域内の指定金融機関等の検査に関する事。
- (11) 物品に関する事。
- (12) 債権の管理に関する事。
- (13) 公共工事に係る入札の実施等に関する事。
- (14) その他財務に関する事（他課室の主管に属するものを除く。）。

第40条第1項の会計課の事項を削り、同項の納税課の事項の次に次の3事項を加える。

地域政策課

- (1) 所管区域内における道行政の重要施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 所管区域内における総合開発の推進及び調整に関する事。
- (3) 所管区域内における地域振興の企画及び総合調整に関する事。
- (4) 所管区域内の他の地方出先機関との関係に関する事。
- (5) 消防及び災害に関する事。
- (6) 危険物の規制に関する事。
- (7) 国際交流及び地域の国際化に関する事。
- (8) 広報及び広聴に関する事。
- (9) 所管区域内における市町村その他の公共団体の行政及び財政に関する事。
- (10) 土地取引の規制に関する事。
- (11) 特定の開発行為の規制に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- (12) 行政書士に関する事。
- (13) 統計に関する事。

環境生活課

- (1) 道民生活の向上に関する事。
- (2) 消費生活の安定向上に関する事。
- (3) 消費生活協同組合に関する事。

- (4) 青少年対策に関すること。
- (5) 男女平等参画の推進並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
- (6) 交通安全対策の推進に関すること。
- (7) 地域活動その他の道民運動の推進に関すること。
- (8) 公害の防止等環境保全施策の総合的推進に関すること。
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (10) 浄化槽に関すること。
- (11) リサイクルに関すること。
- (12) 自然環境の保全並びに野生生物の保護及び狩猟の取締りに関すること。
- (13) 飼養動物の愛護及び管理に関すること（保健所の主管に属するものを除く。）。

北方領土対策室

北方領土対策の推進に関すること。

第40条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「経済部各課（室）」を「産業振興部の課及び室」に改め、同項の商工労働観光課の事項の次に次の4事項を加える。

農務課

- (1) 農産物の安定的な生産の促進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 生産基盤の整備に関すること（農業農村整備事業に関するものを除く。）。
- (3) 農産物の付加価値の向上等に関すること。
- (4) 農業の振興に資する技術の向上に関すること。
- (5) 農業経営の体質強化に関すること（土地改良区等に関するものを除く。）。
- (6) 農業経営の多様化に関すること。
- (7) 農地の利用の集積に関すること（農業農村整備事業に関するものを除く。）。
- (8) 担い手の育成及び確保等に関すること（農業農村整備事業に関するものを除く。）。
- (9) 環境と調和した農業の促進等に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 定住環境の整備に関すること（農業農村整備事業に関するものを除く。）。
- (11) 活力のある農村の構築に関すること（農業農村整備事業に関するものを除く。）。
- (12) その他農業・農村の振興に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

調整課

- (1) 農業農村整備事業の実施に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 農業農村整備事業に係る調査及び計画に関すること。
- (3) 土地改良区等に関すること。
- (4) 農業用水に関すること。
- (5) 農用地の集団化に関すること。
- (6) 農業農村整備事業に係る財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (7) 開拓に関すること。

整備課

- (1) 道営農業農村整備事業の実施に関すること。
- (2) 団体営農業農村整備事業に関すること。
- (3) 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。

農村振興課

- (1) 農業農村整備事業の実施に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 農業農村整備事業に係る調査及び計画に関すること。
- (3) 土地改良区等に関すること。
- (4) 農業用水に関すること。
- (5) 農用地の集団化に関すること。
- (6) 農業農村整備事業に係る財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (7) 開拓に関すること。
- (8) 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。

第40条第5項の建設指導課の事項を削り、同項の水産課の事項の次に次の1事項を加え、同項を同条第2項とする。

建設指導課

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 町村の道路、河川等に係る事業の助成に関すること。
- (3) 一般土木に関すること。
- (4) 建設機械の打刻及び検認に関すること。
- (5) 建設業者、宅地建物取引業者及び建築士に関すること。
- (6) 建築物の建築基準に関すること。
- (7) 公営住宅に関すること。
- (8) 住宅地区改良に関すること。
- (9) 公有地の拡大の推進に関すること。
- (10) 屋外広告物の取締りに関すること。
- (11) まちづくりの推進に関すること。
- (12) エネルギーの使用の合理化に関すること。
- (13) 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること。

第41条第1項の表防災ダム事業の実施に関すること。の項を削り、同条第2項中「の名称」を「（次項に掲げるものを除く。）の名称、当該地方機関に置く課」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 支庁長の権限に属する事務のうち農業の振興に資する技術の向上等に関する事務を分掌させるため、北海道農業改良普及センター条例（昭和33年北海道条例第13号）により設置された普及指導センターの名称、位置及び管轄区域は、別表第1の2のとおりである。

4 支庁の地方機関の事務を分掌させるため置く支所の名称、位置及び担当区域は、別表第1の3のとおりとする。

第43条に次の1号を加える。

(4) 企業誘致の促進及び観光事業の振興に関すること。

第44条中「、総務課」を削り、同条の総務課の事項を削り、同条の行政課の事項中第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同事項に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

(1) 所務一般の企画及び総合調整に関すること。

(2) 庶務に関すること。

(3) 財務に関すること。

第3章第3節第1款中第44条の次に次の1条を加える。

(地方機関)

第44条の2 東京事務所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に東京事務所の支所を置く。

2 支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
北海道東京事務所大阪支所		大阪市	
北海道東京事務所名古屋支所		名古屋市	

3 支所の分掌事務は、第43条第4号に掲げる事務とする。

第3章第3節第2款の2を削る。

第3章第3節第7款を次のように改める。

第7款 削除

第57条の2から第57条の4まで 削除

第60条を次のように改める。

第60条 削除

第61条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(内部組織及び分掌事務)」を付し、同条中「各部の分掌事務は、次のとおりとする」を「環境科学研究センターに総務部、環境保全部、環境科学部及び自然環境部を置き、次の事務を分掌させる」に改める。

第62条の見出しを削り、同条第1項中「企画総務部各課(科)の分掌事務は、次のとおりとする」を「企画総務部に総務課及び企画調整課を置き、次の事務を分掌させる」に改め、同項の環境GIS科の事項を削り、同条第2項から第4項までを削る。

第76条から第78条までを次のように改める。

(内部組織及び分掌事務)

第76条 開拓記念館に総務部、学芸部及び事業部を置き、次の事務を分掌させる。

総務部

(1) 館務一般の企画及び総合調整に関すること。

(2) 情報の提供に関すること。

(3) 開拓の村に関すること。

(4) 館の庶務、財務その他他部の主管に属しないこと。

学芸部

(1) 資料の収集、整理及び記録保管に関すること。

(2) 情報の管理に関すること。

(3) 資料の調査研究に関すること。

(4) 文化交流に関すること。

事業部

(1) 教育振興に関すること。

(2) 普及事業に関すること。

(3) 展示に関すること。

第77条 総務部に総務課を置き、次の事務を分掌させる。

(1) 庶務に関すること。

(2) 財務に関すること。

(3) その他他課の主管に属しないこと。

第78条 削除

第84条に次の1項を加える。

2 江差病院、紋別病院及び羽幌病院にあっては、前項の庶務課のほか、保健医療連携室を置き、地域の医療機関等との連携及び地域医療支援に関する事務を分掌させる。

第93条を次のように改める。

第93条 削除

第94条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(内部組織及び分掌事務)」を付し、同条第1項中「各部及び感染症センターの分掌事務は、次のとおりとする」を「衛生研究所に企画総務部、健康科学部及び感染症センターを置き、感染症センターに微生物部及び生物科学部を置き、次の事務を分掌させる」に改める。

第95条の見出しを削り、同条第1項中「企画総務部各課(室)の分掌事務は、次のとおりとする」を「企画総務部に総務課及び企画情報室を置き、次の事務を分掌させる」に改め、同条第2項から第6項までを削る。

第96条の表北海道立湯の岱診療所の項を削る。

第98条第2項中「臨床検査学科」を「臨床検査学科
通信制看護学科」に改める。

第100条の学務課の事項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第124条の表北海道立肢体不自由者訓練センターの項を削る。

第125条から第127条までを次のように改める。

（所掌事務）

第125条 身体障害者リハビリテーションセンターは、肢体不自由者及び心臓、じん臓又は呼吸器の機能に障害のある者を入所させ、その更生に必要な治療、指導及び訓練を行う事務を所掌する。

（内部組織及び分掌事務）

第126条 身体障害者リハビリテーションセンターに企画調整課、支援課及び医務課を置き、次の事務を分掌させる。

企画調整課

- （1）入所及び地域支援に係る企画及び連絡調整に関すること。
- （2）入所者に対する給食に関すること。
- （3）庶務に関すること。
- （4）財務に関すること。
- （5）その他他課の主管に属しないこと。

支援課

- （1）入所者の入退所に関すること。
- （2）入所者の保健指導及び生活指導に関すること。
- （3）入所者の進路の相談及び指導に関すること。
- （4）入所者の義肢及び装具の装用に関すること。
- （5）入所者に係る関係機関との連絡等に関すること。
- （6）入所者の機能訓練に関すること。
- （7）入所者の職能訓練に関すること。

医務課

- （1）入所者の医療に関すること。
- （2）入所者の健康管理に関すること。
- （3）入所者の理学療法に関すること。
- （4）入所者の作業療法に関すること。

2 企画調整課に地域支援室を置き、次の事務を分掌させる。

- （1）居宅生活支援事業の企画及び立案に関すること。
- （2）在宅障害者の支援に関すること。
- （3）入所者の地域移行促進に関すること。

第127条 削除

第3章第5節第13款第2目を次のように改める。

第2目 削除

第132条から第134条まで 削除

第3章第6節第2款を次のように改める。

第2款 削除

第150条及び第151条 削除

第154条の総務課の事項第6号及び第7号を削り、同事項第8号中「他課」を「業務課」に改め、同号を同事項第6号とし、同条の業務課の事項第2号中「（他課の主管に属するものを除く。）」を削り、同事項に次の1号を加える。

（3）適正計量管理事業所の指定に関すること。

第159条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（内部組織及び分掌事務）」を付し、同条中「各部の分掌事務は、次のとおりとする」を「地質研究所に総務部、地域地質部、環境地質部及び海洋地学部を置き、次の事務を分掌させる」に改める。

第160条の見出しを削り、同条第1項中「各課（科）」の分掌事務は、次のとおりとする」を「に総務課及び企画情報課を置き、次の事務を分掌させる」に改め、同項の技術情報科の事項を削り、同条第2項から第4項までを削る。

第162条を次のように改める。

第162条 削除

第163条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（内部組織及び分掌事務）」を付し、同条中「各部及び技術支援センターの分掌事務は、次のとおりとする」を「工業試験場に企画調整部、情報システム部、環境エネルギー部、材料技術部、製品技術部及び技術支援センターを置き、次の事務を分掌させる」に改める。

第164条の見出しを削り、同条第1項中「各課の分掌事務は、次のとおりとする」を「に総務課及び企画調整課を置き、次の事務を分掌させる」に改め、同条第2項から第5項までを削り、同条第6項中「各課（科）」の分掌事務は、次のとおりとする」を「に技術支援課を置き、次の事務を分掌させる」に改め、同項の研究支援第一科の事項から研究支援第四科の事項までを削り、同項を同条第2項とする。

第167条を次のように改める。

第167条 削除

第168条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（内部組織及び分掌事務）」を付し、同条中「各部の分掌事務は、次のとおりとする」を「食品加工研究センターに企画調整部、食品開発部、応用技術部及び食品パイオ部を置き、次の事務を分掌させる」に改める。

第169条の見出しを削り、同条第1項中「各課の分掌事務は、次のとおりとする」を「に総務課及び技術支援課を置き、次の事務を分掌させる」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第187条の表北海道立天北農業試験場の項及び北海道立植物遺伝資源センターの項を削る。
第188条第1項中「、北海道立植物遺伝資源センターにあっては主として植物遺伝資源に関し」を削る。

第189条を次のように改める。

（内部組織）

第189条 農業試験場に次の表に掲げる部及び室を置く。

試験場名	部及び室名
中央農業試験場	総務部 環境保全部 基盤研究部 遺伝資源部 企画情報室 作物研究部 生産研究部 生産環境部 技術普及部
上川農業試験場	研究部 技術普及部
道南農業試験場	研究部 技術普及部
十勝農業試験場	作物研究部 生産研究部 技術普及部
根釧農業試験場	研究部 技術普及部
北見農業試験場	作物研究部 生産研究部 技術普及部
畜産試験場	総務部 家畜研究部 基盤研究部 環境草地部 技術普及部
花・野菜技術センター	総務部 研究部 技術普及部

2 中央農業試験場の総務部に総務課を、企画情報室に企画調整課を、生産環境部に防除指導課を置く。

3 農業試験場（前項及び次項の農業試験場を除く。）に総務課を置く。

4 畜産試験場及び花・野菜技術センターの総務部に総務課を置く。

第190条の見出しを「（部及び室の分掌事務）」に改め、同条第1項を次のように改める。

中央農業試験場の部及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

- （1）場務一般の企画及び総合調整に関すること。
- （2）場の庶務、財務その他他部の主管に属しないこと。

環境保全部

- （1）農業の環境保全に関する試験、研究及び調査を行うこと。
- （2）クリーン農業及び有機農業に関する試験、研究及び調査を行うこと。
- （3）生産基盤及び農村環境の整備に関する試験、研究及び調査を行うこと。
- （4）肥料及び飼料の分析を行うこと。
- （5）依頼分析を行うこと。

基盤研究部

- （1）作物及び微生物に係るバイオテクノロジーに関する試験、研究及び調査を行うこと。
- （2）農産物の品質及び利用に関する試験、研究及び調査を行うこと。

遺伝資源部

- （1）遺伝資源に関する試験、研究及び調査を行うこと。
- （2）農作物の原原種の育成、増殖及び配布を行うこと。

企画情報室

- （1）農業試験場の試験研究の企画及び総合調整に関すること。
- （2）情報システムの利用技術に関すること。
- （3）図書、文献その他研究資料の整備並びに研究業績に係る資料の刊行及び配布に関すること。

作物研究部

畑作物及び果樹に関する試験、研究及び調査を行うこと。

生産研究部

- （1）農業経営及び農産物の流通に関する試験、研究及び調査を行うこと。
- （2）農業機械に関する試験、研究及び調査を行うこと。
- （3）水田農業に関する試験、研究及び調査を行うこと。

生産環境部

- （1）病害虫に関する試験、研究及び調査を行うこと。
- （2）畑作物及び園芸作物の土壌肥料に関する試験、研究及び調査を行うこと。

技術普及部

- （1）地域農業技術の支援に関すること。
- （2）開発された技術の体系化及び普及定着に関すること。
- （3）農業研究情報の提供及び専門技術の調査研究等に関すること。

第190条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項及び第5項から第8項」を「前項及び次項から第6項」に改め、「（植物遺伝資源センターを除く。）」を削り、同項の技術普及部の事項を次のように改め、同項を同条第2項とする。

技術普及部

- （1）地域農業技術の支援に関すること。
- （2）開発された技術の体系化及び普及定着に関すること。
- （3）農業研究情報の提供及び専門技術の調査研究等に関すること。

第190条第5項の技術普及部の事項を次のように改め、同項を同条第3項とする。

技術普及部

- （1）地域農業技術の支援に関すること。

(2) 開発された技術の体系化及び普及定着に関すること。

(3) 農業研究情報の提供及び専門技術の調査研究等に関すること。

第190条第6項の技術普及部の事項を次のように改め、同項を同条第4項とする。

技術普及部

(1) 地域農業技術の支援に関すること。

(2) 開発された技術の体系化及び普及定着に関すること。

(3) 農業研究情報の提供及び専門技術の調査研究等に関すること。

第190条第7項の家畜生産部の事項中「家畜生産部」を「家畜研究部」に改め、同項の畜産工学部の事項中「畜産工学部」を「基盤研究部」に改め、同項の技術普及部の事項を次のように改め、同項を同条第5項とする。

技術普及部

(1) 地域農業技術の支援に関すること。

(2) 開発された技術の体系化及び普及定着に関すること。

(3) 改良普及員の指導及び専門技術の調査研究等に関すること。

第190条第8項の技術普及部の事項を次のように改め、同項を同条第6項とする。

技術普及部

(1) 地域農業技術の支援に関すること。

(2) 開発された技術の体系化及び普及定着に関すること。

(3) 農業研究情報の提供及び専門技術の調査研究等に関すること。

(4) 花き及び野菜に関する技術の研修に関すること。

第191条及び第192条を次のように改める。

（課の分掌事務）

第191条 中央農業試験場の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

総務課

(1) 庶務に関すること。

(2) 財務に関すること。

(3) その他他課（科）の主管に属しないこと。

企画情報室

企画調整課

農業試験場の試験研究の企画及び総合調整に関すること。

生産環境部

防除指導課

(1) 病虫害防除の企画及び指導に関すること。

(2) 農薬の安全使用対策に関すること。

2 農業試験場（前項、次項及び第4項の農業試験場を除く。）の総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 庶務に関すること。

(2) 財務に関すること。

(3) その他研究部の主管に属しないこと。

3 畜産試験場の総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 庶務に関すること。

(2) 財務に関すること。

(3) 畜産技術の研修に関すること。

(4) その他他科の主管に属しないこと。

4 花・野菜技術センターの総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 庶務に関すること。

(2) 財務に関すること。

(3) その他他科の主管に属しないこと。

（支場）

第192条 農業試験場の事務を分掌させるため、所要の地に農業試験場の支場を置く。

2 支場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
北海道立上川農業試験場天北支場	枝幸郡浜頓別町

3 支場に技術普及部を置く。

4 支場の分掌事務は、草地酪農に関する技術の体系化及び普及定着に関することとする。

第196条の2中「中央農業試験場クリーン農業部」を「中央農業試験場生産環境部」に改める。

第208条の表北海道立函館水産試験場の項の次に次のように加える。

北海道立栽培水産試験場	室蘭市
-------------	-----

第209条に次の1項を加える。

3 北海道立栽培水産試験場は、第1項の事務のほか、全道の海域に係る次の事務を行う。

(1) 栽培漁業に係る有用種苗の生産に関する技術の開発及びその成果の普及を行うこと。

(2) 栽培漁業に係る有用水族の餌料の培養に関する技術の開発及びその成果の普及を行うこと。

(3) 栽培漁業に係る有用種苗の中間育成施設等に関する改良及び開発並びにその成果の普及を行うこと。

(4) その他前3号の業務に附帯する事務を行うこと。

第210条第1項を次のように改める。

水産試験場に次の表に掲げる部及び室を置く。

試験場名	部 及 び 室 名
中央水産試験場	総務部 資源管理部 海洋研究部 加工利用部 水産工学室 企画情報室
函館水産試験場	企画総務部 調査研究部
栽培水産試験場	企画総務部 調査研究部 生産技術部
釧路水産試験場	企画総務部 資源管理部 資源増殖部 加工部 利用部
網走水産試験場	企画総務部 調査研究部 加工利用部
稚内水産試験場	企画総務部 資源管理部 資源増殖部

第211条第1項の海洋環境部の事項第4号を削り、同条第2項の企画総務部の事項の次に次の2事項を加える。

調査研究部

- (1) 水産資源に関する調査及び研究並びに診断及び予測を行うこと。
- (2) 海況及び漁況並びに海洋構造に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 漁業に関する試験、調査及び技術の普及を行うこと。
- (4) 漁具及び漁法に関する試験及び研究を行うこと。
- (5) 浅海性水産生物の生態に関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 水産生物の増養殖に関する試験、研究及び技術の普及を行うこと。
- (7) 水質に関する調査及び研究を行うこと。

生産技術部

- (1) 魚類の種苗培養に関する技術開発及び試験を行うこと。
- (2) 貝類及び水産動物の種苗培養に関する技術開発及び試験を行うこと。

第211条第2項の資源増殖部の事項第4号を削り、同項の加工部の事項を次のように改める。

加工部

- (1) 水産物の保蔵に関する試験及び研究並びに技術の普及を行うこと。
- (2) 水産物の加工に関する試験及び研究並びに技術の普及を行うこと。
- (3) 水産物の分析及び品質の鑑定を行うこと。

第211条第2項の利用部の事項の次に次の1事項を加える。

加工利用部

(1) 水産物の保蔵及び加工に関する試験、研究及び技術の普及を行うこと。

(2) 水産物の分析及び品質の鑑定を行うこと。

第212条を次のように改める。

第212条 削除

第3章第8節第3款を次のように改める。

第3款 削除

第212条から第215条まで 削除

第220条を次のように改める。

第220条 削除

第226条を次のように改める。

第226条 削除

第227条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（内部組織及び分掌事務）」を付し、同条中「各部の分掌事務は、次のとおりとする」を「林産試験場に総務部、企画指導部、性能部、利用部、技術部及びきのこ部を置き、次の事務を分掌させる」に改める。

第228条の見出しを削り、同条第1項を次のように改める。

総務部に総務課を置き、次の事務を分掌させる。

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 財務に関すること。
- (3) 公有財産及び物品の取得、管理及び処分に関すること。
- (4) 庁用及び試験研究用の動力の管理に関すること。
- (5) その他他部の主管に属しないこと。

第228条第2項中「各課の分掌事務は、次のとおりとする」を「に企画課及び普及課を置き、次の事務を分掌させる」に改め、同項の経営科の事項及びデザイン科の事項を削り、同条第3項から第6項までを削る。

第234条を次のように改める。

第234条 削除

第235条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（内部組織及び分掌事務）」を付し、同条中「各部及び緑化樹センターの分掌事務は、次のとおりとする」を「林業試験場に総務部、企画指導部、林業経営部、森林環境部及び森林保護部並びに緑化樹センターを置き、次の事務を分掌させる」に改める。

第235条の2を削る。

第236条の見出しを削り、同条第1項中「総務部各課（科）の分掌事務は、次のとおりとする」を「総務部に総務課を置き、次の事務を分掌させる」に改め、同項の管理科の事項を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 企画指導部に森林情報室を置き、次の事務を分掌させる。

森林及び林業の情報に関すること。

3 緑化樹センターに利用指導課を置き、次の事務を分掌させる。

- (1) 緑化樹等に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 緑化樹等に係る技術の普及指導に関すること。
- (3) 緑化樹等の品種及び活用事例の展示に関すること。

第236条第4項から第7項までを削る。

第238条を次のように改める。

第238条 削除

第255条を次のように改める。

第255条 削除

第256条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（内部組織及び分掌事務）」を付し、同条中「各部の分掌事務は、次のとおりとする」を「北方建築総合研究所に企画総務部、居住科学部、環境科学部及び生産技術部を置き、次の事務を分掌させる」に改める。

第256条の2を削る。

第257条を次のように改める。

第257条 企画総務部に総務課及び企画指導室を置き、次の事務を分掌させる。

総務課

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 財務に関すること。
- (3) その他他部の主管に属しないこと。

企画指導室

- (1) 研究及び調査の企画及び総合調整を行うこと。
- (2) 研究及び調査の成果の普及並びに研究及び調査の成果に関する指導を行うこと。
- (3) 研究開発等の支援及び技術相談を行うこと。
- (4) 性能評価を行うこと。
- (5) 依頼試験、実験室等の使用の調整を行うこと。

第262条の12を次のように改める。

第262条の12 削除

第262条の17第1項の保健福祉企画課の事項第5号中「医療用具」を「医療機器」に改め、同事項第6号中「製造業」を「製造販売業、製造業」に改め、同項の健康推進課の事項第10号中「母子家庭等の母」を「ひとり親家庭等の父母」に改める。

第3章第10節第1款第4目を次のように改める。

第4目 削除

第263条から第266条まで 削除

第270条の9第1項中「事務」の次に「（札幌土木現業所、小樽土木現業所及び釧路土木

現業所にあつては、第7号に掲げる事務を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (7) 住宅及び建築に関すること。

第270条の10第1項中「(室)」を「及び室」に改め、同項の表を次のように改める。

土木現業所名	部 名	課 及 び 室 名
札幌土木現業所 小樽土木現業所 釧路土木現業所	企画総務部	総務課 工事契約課 企画調整室
	管理部	用地課 管理課
	事業部	道路建設課 治水課 事業課
室蘭土木現業所	企画総務部	総務課 建設指導課 工事契約課 企画調整室
	管理部	用地課 管理課
	事業部	道路建設課 治水課
函館土木現業所 旭川土木現業所 留萌土木現業所 稚内土木現業所 網走土木現業所 帯広土木現業所	企画総務部	総務課 建設指導課 工事契約課 企画調整室
	管理部	用地課 管理課
	事業部	道路建設課 治水課 事業課

第270条の11に次のただし書を加える。

ただし、札幌土木現業所、小樽土木現業所及び釧路土木現業所の企画総務部にあつては、企画総務部の事項第3号に掲げる事務を除く。

第270条の11の企画総務部の事項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 住宅及び建築等に関すること。

第270条の13の見出し中「(室)」を「及び室」に改め、同条第1項中「各課」を「の課及び室」に改め、同項の総務課の事項の次に次の1事項を加える。

建設指導課

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 町村の道路、河川等に係る事業の助成に関すること。
- (3) 一般土木に関すること。
- (4) 建設機械の打刻及び検認に関すること。
- (5) 建設業者、宅地建物取引業者及び建築士に関すること。
- (6) 建築物の建築基準に関すること。
- (7) 公営住宅に関すること。
- (8) 住宅地区改良に関すること。

- (9) 公有地の拡大の推進に関すること。
- (10) 屋外広告物の取締りに関すること。
- (11) まちづくりの推進に関すること。
- (12) エネルギーの使用の合理化に関すること。
- (13) 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること。

第270条の13第2項中「各課」を「の課」に改め、同条第3項の事業第一課の事項及び事業第二課の事項を削り、同条第4項を次のように改める。

4 事業部事業課施設保全室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等の管理並びに維持及び修繕の実施に関する事務（出張所の担当区域に係るものを除く。）とする。
- (2) 道路、都市計画、治水、利水等に係る工事の設計及び監督に関すること（出張所の担当区域に係るものを除く。）。

第270条の15中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項及び第7項を削る。

第274条の3第1項の表中「札幌医科大学附属情報センター」を「札幌医科大学附属総合情報センター」に、「札幌医科大学附属図書館」を「札幌医科大学附属産学・地域連携センター」に改める。

第275条の3の総務課の事項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条の企画課の事項第6号を削り、同条の管財課の事項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 施設の整備計画に関すること。

第275条の3の管財課の事項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 庁用のエネルギー対策に関すること。

第275条の3の学務課の事項第16号を次のように改める。

- (16) 附属がん研究所及び附属臨海医学研究所に関すること。

第275条の3の学務課の事項中第17号を削り、第18号を第17号とし、同条の病院課の事項に次の2号を加える。

- (9) 受託研究（一般研究を除く。）に関すること。
- (10) 試験事務に関すること（他部課等の主管に属するものを除く。）。

「第1目の2 附属情報センター」を「第1目の2 附属総合情報センター」に改める。

第275条の5中「附属情報センター」を「附属総合情報センター」に改め、同条中第4号を第8号とし、第3号の次に次の4号を加える。

- (4) 図書・学術雑誌の収集、管理及び提供に関すること。
- (5) 文献の検索及び提供に関すること。
- (6) 各種医学情報データベースの利用指導に関すること。

- (7) 文献の複写及び賃借に関すること。

「第2目 附属図書館」を「第2目 附属産学・地域連携センター」に改める。

第276条を次のように改める。

（所掌事務）

第276条 札幌医科大学附属産学・地域連携センターは、次の事務を所掌する。

- (1) 産学官連携に関すること。
- (2) 地域連携に関すること。
- (3) 科学研究費に関すること。
- (4) 受託研究（一般研究に限る。）に関すること。
- (5) 知的財産の管理及び活用に関すること。
- (6) その他附属産学・地域連携センターの維持及び運営に関すること。

第279条を次のように改める。

（係等の設置）

第279条 第3章の規定により定められた出先機関又は内部組織若しくは地方機関の事務を分掌させるため、当該出先機関の長は、当該組織に係、科、部門又は室を置くことができる。

2 前項の係、科、部門及び室の名称及び分掌事務は、当該出先機関の長が定める。

第279条の2第1項中「（主任を含む。）」を削り、同条第2項を削る。

第288条第3項中「部に置く」の次に「局若しくは」を加え、「又は課」を「、局に置く室又はこれらに置く課若しくはセンター」に改める。

第291条第4項第1号中「、副館長」を削り、「事務長」を「副所長（吏員をもって充てるものに限る。）」に改め、同項第2号中「附属情報センター所長並びに附属図書館長」を「附属総合情報センター所長並びに附属産学・地域連携センター所長」に改め、同項第3号中「附属情報センターの副所長及び室長」を「附属総合情報センターの副所長（教授、助教授又は講師である公立学校教員をもって充てるものに限る。）及び室長、附属産学・地域連携センターの副所長（教授、助教授又は講師である公立学校教員をもって充てるものに限る。）」に改める。

附則第6号中「総務課」を「総務審査課」に、「代表課」を「代表課等」に改める。

別表第1中「名称、位置」を「名称、課、位置」に改める。

別表第1の1の表の部分の部分を次のように改める。

名 称	課	位 置	担 当 区 域
後志支庁小樽道税事務所	課税課 納税課	小樽市	小樽市 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村

空知支庁深川道税事務所		深川市	深川市 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 幌加内町
上川支庁名寄道税事務所		名寄市	士別市 名寄市 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町
網走支庁北見道税事務所	課税課 納税課	北見市	北見市 置戸町 佐呂間町 遠軽町
網走支庁紋別道税事務所		紋別市	紋別市 上湧別町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
胆振支庁苫小牧道税事務所	課税課 納税課	苫小牧市	苫小牧市 白老町 厚真町 安平町 むかわ町

別表第1の2の表の部分を次のように改める。

名 称	課	位 置	担 当 区 域
後志支庁小樽商工労働事務所	労働課 商工課	小樽市	小樽市

別表第1の4の事項を削り、同表の5の事項を同表の4の事項に改める。

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第1の2（第41条関係）

普及指導センターの名称、位置及び管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
石狩支庁石狩農業改良普及センター	恵庭市	札幌市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津村
渡島支庁渡島農業改良普及センター	北斗市	函館市 北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町（檜山支庁檜山農業改良普及センターの管轄区域を除く。） 長万部町
檜山支庁檜山農業改良普及センター	檜山郡江差町	八雲町（熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石豊岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域に限る。） 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町
後志支庁後志農業改良普及センター	虻田郡倶知安町	小樽市 余市町 仁木町 赤井川村 古平町 積丹町 神恵内村 泊村 岩内町 共和町 倶知安町 京極町

		町 喜茂別町 留寿都村 真狩村 ニセコ町 蘭越町 寿都町 島牧村 黒松内町
空知支庁空知農業改良普及センター	岩見沢市	夕張市 岩見沢市 美瑛市 芦別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 南幌町 上砂川町 奈井江町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 幌加内町
上川支庁上川農業改良普及センター	上川郡当麻町	旭川市 士別市 名寄市 富良野市 鷹栖町 東川町 東神楽町 比布町 当麻町 愛別町 上川町 美瑛町 下川町 美深町 中川町 音威子府村 剣淵町 和寒町 上富良野町 中富良野町 占冠村 南富良野町
留萌支庁留萌農業改良普及センター	苫前郡羽幌町	留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 幌延町
宗谷支庁宗谷農業改良普及センター	枝幸郡中頓別町	稚内市 猿払村 豊富町 礼文町 利尻富士町 利尻町 浜頓別町 中頓別町 枝幸町
網走支庁網走農業改良普及センター	北見市	網走市 北見市 紋別市 美幌町 津別町 大空町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町 上湧別町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
胆振支庁胆振農業改良普及センター	伊達市	室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 壮瞥町 豊浦町 厚真町 白老町 洞爺湖町 安平町 むかわ町
日高支庁日高農業改良普及センター	日高郡新ひだか町	浦河町 様似町 えりも町 日高町 平取町 新冠町 新ひだか町
十勝支庁十勝農業改良普及センター	河西郡中札内町	帯広市 中札内村 更別村 芽室町 清水町 新得町 鹿追町 土幌町 上土幌町 音更町 幕別町 池田町 本別町 豊頃町 浦幌町 広尾町 大樹町 足寄町 陸別町
釧路支庁釧路農業改良普及センター	川上郡標茶町	釧路市 釧路町 鶴居村 厚岸町 浜中町 白糠町 標茶町 弟子屈町
根室支庁根室農業改良普及センター	野付郡別海町	根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼町

別表第1の3（第41条関係）

支庁の地方機関の支所の名称、位置及び担当区域

1 普及指導センターの支所

名 称	位 置	担 当 区 域
石狩支庁石狩農業改良普及センター石狩北部支所	石狩郡当別町	石狩市 当別町 新篠津村
渡島支庁渡島農業改良普及センター渡島南部支所	上磯郡知内町	松前町 福島町 知内町 木古内町
渡島支庁渡島農業改良普及センター渡島北部支所	二世郡八雲町	八雲町（檜山支庁檜山農業改良普及センターの管轄区域を除く。） 長万部町
檜山支庁檜山農業改良普及センター檜山北部支所	久遠郡せたな町	今金町 せたな町
後志支庁後志農業改良普及センター南後志支所	寿都郡黒松内町	島牧村 寿都町 黒松内町
後志支庁後志農業改良普及センター北後志支所	余市郡余市町	小樽市 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
空知支庁空知農業改良普及センター空知南東部支所	夕張郡栗山町	夕張市 由仁町 栗山町
空知支庁空知農業改良普及センター空知南西部支所	夕張郡長沼町	南幌町 長沼町
空知支庁空知農業改良普及センター中空知支所	樺戸郡新十津川町	芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 奈井江町 上砂川町 浦臼町 新十津川町
空知支庁空知農業改良普及センター北空知支所	深川市	深川市 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 幌加内町
上川支庁上川農業改良普及センター富良野支所	富良野市	富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村
上川支庁上川農業改良普及センター大雪山支所	上川郡美瑛町	東神楽町 東川町 美瑛町
上川支庁上川農業改良普及センター士別支所	士別市	士別市 和寒町 剣淵町
上川支庁上川農業改良普及	名寄市	名寄市 下川町

センター名寄支所		
上川支庁上川農業改良普及センター上川北部支所	中川郡美深町	美深町 音威子府村 中川町
留萌支庁留萌農業改良普及センター南留萌支所	留萌市	留萌市 増毛町 小平町
留萌支庁留萌農業改良普及センター北留萌支所	天塩郡天塩町	天塩町 幌延町
宗谷支庁宗谷農業改良普及センター宗谷北部支所	天塩郡豊富町	稚内市 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町
網走支庁網走農業改良普及センター清里支所	斜里郡清里町	斜里町 清里町 小清水町
網走支庁網走農業改良普及センター網走支所	網走市	網走市
網走支庁網走農業改良普及センター美幌支所	網走郡美幌町	美幌町 津別町 大空町
網走支庁網走農業改良普及センター遠軽支所	紋別郡遠軽町	遠軽町 佐呂間町 上湧別町 湧別町
網走支庁網走農業改良普及センター紋別支所	紋別市	紋別市 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
胆振支庁胆振農業改良普及センター東胆振支所	勇払郡むかわ町	苫小牧市 白老町 厚真町 安平町 むかわ町
日高支庁日高農業改良普及センター日高東部支所	浦河郡浦河町	浦河町 様似町 えりも町
日高支庁日高農業改良普及センター日高西部支所	沙流郡平取町	日高町 平取町
十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝東部支所	中川郡池田町	幕別町（十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝南部支所の担当区域を除く。） 池田町 豊頃町 浦幌町
十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝東北部支所	足寄郡足寄町	本別町 足寄町 陸別町
十勝支庁十勝農業改良普及	河東郡士幌町	音更町 士幌町 上士幌町

センター十勝北部支所		
十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝西部支所	上川郡清水町	鹿追町 新得町 清水町
十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝南部支所	広尾郡大樹町	大樹町 広尾町 幕別町（忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成の区域に限る。）
釧路支庁釧路農業改良普及センター釧路東部支所	厚岸郡浜中町	厚岸町 浜中町
釧路支庁釧路農業改良普及センター釧路中西部支所	釧路市	釧路市 鶴居村 白糠町
根室支庁根室農業改良普及センター北根室支所	標津郡中標津町	中標津町 標津町 羅臼町

2 水産技術普及指導所の支所

名 称	位 置	担 当 区 域
宗谷支庁稚内地区水産技術普及指導所枝幸支所	枝幸郡枝幸町	浜頓別町 枝幸町
網走支庁網走地区水産技術普及指導所東部支所	網走市	北見市 網走市 斜里町 小清水町 大空町
日高支庁日高地区水産技術普及指導所静内支所	日高郡新ひだか町	日高町 新冠町 新ひだか町
根室支庁根室地区水産技術普及指導所標津支所	標津郡標津町	別海町 標津町 羅臼町

別表第5及び別表第5の2を次のように改める。

別表第5 削除

別表第5の2 削除

別表第8及び別表第8その2を次のように改める。

別表第8（第288条関係）

本庁の組織に置く職及びその職務

組 織	職 名	職 務
部	部長	知事の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	次長	部長を補佐し、上司の命を受け、部の事務を掌理する。
局	局長	上司の命を受け、局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
室（課に置く室を除く。）	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
課に置く室	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理する。
課に置くセンター	所長	上司の命を受け、センターの事務を掌理する。
部、室、課、センター並びに課に置く室及びセンター	主幹	上司を補佐し、当該組織の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。
総務部	職員監	上司の命を受け、職員の苦情の解決の促進及び職員団体との交渉に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
出納局	局長	出納長（知事の権限に属する事務に関しては、知事）の命を受け、出納局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
部、室（課に置く室を除く。）及び局	参事	上司の命を受け、別表第8その2の左欄に掲げる組織の区分に応じ、当該右欄に掲げる事務に従事するとともに、関係事務を整理する。
課	参事	上司の命を受け、課の主管に属する事務の一部に従事するとともに、関係事務を整理する。
総務部	総務課	守衛長
		車庫長

守衛長

車庫長

上司の命を受け、守衛を指揮して庁内の警備及び保全に関する業務に従事する。

上司の命を受け、運転技術員を指揮して庁用自動車の運転及び保全に関する業務に従事する。

		電話交換長	上司の命を受け、電話交換手を指揮して電話の交換に関する業務に従事する。
		暖房長	上司の命を受け、ボイラー技士を指揮して汽かんの操作管理及び修理に関する業務に従事する。
		行政改革局 総務業務センター	センター長 上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		人事局法制 文書課文書館	北海道立文書館長 知事の命を受け、北海道立文書館の事務を掌理する。
		人事局職員 厚生課	医療参事 上司の命を受け、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく職員の健康管理等の事務に従事する。
	知事政策部	知事室道政 相談センター	所長 上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		知事室秘書 課	副知事秘書 副知事の秘書に関する事務に従事する。
	保健福祉部	保健医療局 医療政策課	医療参事 上司の命を受け、医療供給体制の整備並びに医療技術者の養成及び確保に係る企画及び調整、医療技術に係る指導等の事務に従事する。
		保健医療局 健康推進課	医療参事 上司の命を受け、歯科保健に関する指導等の事務に従事する。
		保健医療局 医務業務課	医療参事 上司の命を受け、医療安全相談及び医療技術に係る医療監視に関する事務に従事する。
		保健医療局 国民健康保険課	医療指導参事 上司の命を受け、国民健康保険医療担当者の指導監察に関する事務に従事する。
		福祉局福祉 援護課	医療指導参事 上司の命を受け、医療技術に係る生活保護業務等の指導監察に関する事務に従事する。
		福祉局高齢 者保健福祉課	医療参事 上司の命を受け、介護老人保健施設及び老人訪問看護事業所に関する指導等の事務に従事する。
		福祉局介護	医療参事 上司の命を受け、指定居宅サービス事業者、介護保
		保険課	陰施設及び指定介護予防サービス事業者に関する指導等の事務に従事する。
		福祉局障害 者保健福祉課	医療参事 上司の命を受け、精神保健福祉等の保健医療に関する指導等の事務に従事する。
		子ども未来 推進局	医療参事 上司の命を受け、母子保健等の保健医療に関する指導等の事務に従事する。
	農政部	農業経営局 技術普及課	首席普及指導員 上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、改良普及員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
			総括普及指導員 上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、改良普及員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	水産林務部	水産局水産 振興課	首席普及指導員 上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、水産業改良普及員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
			主任普及指導員 上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、水産業改良普及員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該担任の事務に従事する。
		森林環境局 森林活用課	首席普及指導員 上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、林業改良指導員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
			総括普及指導員 上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、林業改良指導員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
			主任普及指導員 上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、林業改良指導員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該担任の事務に従事する。
	出納局	総務課	出納長秘書 出納長の秘書に関する事務に従事する。

別表第 8 その 2

総務部	職員の苦情の解決の促進及び職員団体との交渉に関する事務		11 水の有効利用に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 12 千歳川流域の治水対策に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
総務部行政改革局 大学改革推進室	札幌医科大学の公立大学法人化に関する事務		
総務部人事局	北海道職員互助会の運営指導に関する事務	企画振興部地域主権局	次に掲げる事務 1 地域主権の推進に関すること。 2 支庁制度の見直しに関すること。 3 道州制の推進に関すること。 4 市町村合併の推進に関すること。
総務部危機対策局	次に掲げる事務 1 危機管理に関すること。 2 国民保護法制に関すること。 3 自衛隊及び駐留軍の基地に関連する問題の調整に関すること。	企画振興部新幹線・交通企画局	次に掲げる事務 1 新千歳空港の国際拠点空港化に関すること。 2 地方空港の国際化に関すること。 3 新千歳空港の24時間運用対策に関すること。 4 空港に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 5 航空路線の確保に関すること。
知事政策部	次に掲げる事務 1 重要政策の企画立案に関すること。 2 重要政策の総合調整に関すること。 3 専門委員に関すること。 4 知事及び副知事の職務執行の便に供するための資料及び情報の収集並びにこれらの整理に関すること。 5 第27条第2項に定める代表課等の事務に関すること。	企画振興部新幹線・交通企画局新幹線対策室	新幹線鉄道の建設の促進に関する事務
企画振興部地域振興・計画局	次に掲げる事務 1 地域振興の企画及び総合調整に関すること。 2 地域づくり施策の企画、調整及び推進に関すること。 3 地域生活経済圏の形成に関すること。 4 過疎地域、山村、辺地、離島等の振興に関すること。 5 景気対策の総合調整に関すること。 6 経済の調査及び分析に関すること。	環境生活部環境局	知床世界自然遺産に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事務
企画振興部地域振興・計画局計画室	次に掲げる事務 1 道の総合計画に関すること。 2 北海道総合開発計画等の国の計画との総合調整に関すること。 3 国費予算の総合調整に関すること。 4 開発に係る財政投融资に関すること。 5 社会資本整備の改革の総合調整に関すること。 6 地方行政連絡会議に関すること。 7 土地対策の企画及び総合調整に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 8 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。 9 土地取引の規制及び地価の調査に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 10 不動産鑑定業者及び不動産鑑定士に関すること。	環境生活部生活局	次に掲げる事務 1 男女平等参画に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。 2 男女平等参画社会の形成の促進に関すること。 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。 4 要保護女子の保護更生に関すること。 5 女性相談援助センターに関すること。
		保健福祉部道立病院管理局	道立の病院及び精神病院の経営に関する事務
		保健福祉部子ども未来推進局	次に掲げる事務 1 少子化対策の総合的な企画及び調整に関すること。 2 児童及び母子に係る保健医療福祉に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
		経済部観光のくにづくり推進局	次に掲げる事務 1 観光振興対策の企画及び総合調整に関すること。 2 国際観光の推進に関すること。 3 観光地づくりの促進に関すること（他部の主管に属するもの

	のを除く。)。 4 観光客の誘致促進に関すること。 5 体験型観光の推進に関すること。 6 観光情報の提供に関すること。
水産林務部林務局 全国植樹祭推進室	第58回全国植樹祭に関する事務
出納局入札管理室	建築工事（工事に係る業務委託を含む。）に係る入札の実施等に関する事務

別表第9を次のように改める。

別表第9（第288条関係）

本庁の組織に置くことができる職及びその職務

組 織	職 名	職 務
部	参事監	上司の命を受け、部の主管に属する特定の事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	技監	部長を補佐し、専門の技術について総括整理する。
出納局	局次長	局長を補佐し、局の事務を整理する。
局	局次長	局長を補佐し、局の主管に属する特定の事務を整理する。
部に置く室	室次長	室長を補佐し、室の事務を整理する。
課	主任技師	上司の命を受け、課の専門の技術に関し、課長を補佐する。
部、局、室、 局に置く室、 課、センター、 課に置く室等	主査	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を処理する。
保健福祉部	医療参事	上司の命を受け、公共団体又は公共的団体の保健、医療及び福祉に関する指導等の事務に従事する。
総務部総務課	守衛副長	守衛長を補佐し、担任の業務に従事する。
	車庫副長	車庫長を補佐し、担任の業務に従事する。
	暖房副長	暖房長を補佐し、担任の業務に従事する。
総務部人事局 法制文書課文 書館	総括文書 専門員	上司の命を受け、文書等の調査研究機関等との連絡、文書等の調査研究及び利用普及に係る企画調整等に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	主任文書	上司の命を受け、文書等の調査研究及び利用普及に係る企

	専門員	画調整等に関する事務に従事するとともに、当該担任の事務を整理する。
	文書専門 員	上司の命を受け、文書等の調査研究及び利用普及に係る企画調整等に関する事務に従事する。
保健福祉部保 健医療局国民 健康保険課	医療参事	上司の命を受け、国民健康保険医療担当者の指導監察に関する事務に従事する。
保健福祉部福 祉局福祉援護 課	医療参事	上司の命を受け、医療技術に係る生活保護業務等の指導監察に関する事務に従事する。
経済部労働局 人材育成課	職業訓練 指導主事	上司の命を受け、職業訓練に係る訓練計画及び職業訓練指導員の指導等に関する専門的な事務に従事する。

別表第10の(1)の表出先機関の項中「自治政策研修センター、」、「、肢体不自由者訓練センター」、「、地域農業改良普及センター」、「、植物遺伝資源センター」及び「及び栽培漁業総合センター」を削り、同項の次に次のように加える。

支場	支場長	場長の命を受け、支場の事務を掌理し、所属の職員を指揮する。
----	-----	-------------------------------

別表第10の(1)の表自治政策研修センターの室の項を削り、同表中

「

衛生学院の学務課	専門講師	上司の命を受け、担当の教務を処理する。
----------	------	---------------------

を

」

「

衛生学院の学務課	総括教務主幹	上司の命を受け、各学科の事務を整理する。
	専門講師	上司の命を受け、担当の教務を処理する。

に改め、同

」

表乳児院の項の次に次のように加える。

江差病院、 紋別病院及 び羽幌病院 の保健医療 連携室	室長	上司の命を受け、室の事務を処理し、掌理する。
---	----	------------------------

別表第10の(1)の表中
「紋別病院」を「江差病院
紋別病院」に改め、同表中「中央農業

試験場の企画情報技術センター」を削り、同表農業試験場（植物遺伝資源センターを除く。）の技術普及部の項を次のように改める。

農業試験場の技術普及部	主任普及指導員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、改良普及員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該担任の事務に従事する。
-------------	---------	---

別表第10の(1)の表中

中央水産試験場 函館水産試験場室蘭支場 釧路水産試験場	総括水産業専門技術員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、水産業改良普及員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	主任水産業専門技術員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、水産業改良普及員の指導等に関する事務に従事し、及び当該担任の事務に従事する。
	水産業専門技術員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、水産業改良普及員の指導等に関する事務に従事する。
林業試験場	総括林業専門技術員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、林業改良指導員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
林業試験場 林産試験場	主任林業専門技術員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、林業改良指導員の指導等に関する事務に従事し、及び当該担任の事務に従事する。
	林業専門技術員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、林業改良普及員の指導等に関する事務に従事する。

を

中央水産試験場 栽培水産試験場 釧路水産試験場	総括普及指導員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、水産業改良普及員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	主任普及指導員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、水産業改良普及員の指導等に関する事務に従事する。
林業試験場	総括普及指導員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、林業改良指導員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
林業試験場 林産試験場	主任普及指導員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、林業改良指導員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該担任の事務に従事する。

に改める。

別表第10の(2)の表地方機関の項中「冠した長」の次に「（普及指導センターにあつては、

所長）」を加え、
「支庁の水産技術普及指導所の支所」を「支庁の普及指導センターの支所
支庁の水産技術普及指導所の支所」に改める。

別表第11の(1)の表中「文書館」及び「地域農業改良普及センター」を削り、同表自治政策

研修センターの室の項を削り、同表中
「衛生学院の総務課」を「支庁衛生学院の総務課
根釧農業試験場」に改め、

同表自治政策研修センターの課の項を削り、同表中

支庁の地域政策部	主幹	上司の命を受け、地域政策に関する特定の事務に従事する。
支庁の総務部 会計課		上司の命を受け、公共事業に係る入札の実施等に関する事務に従事する。

支庁の総務部 又は税務部の 納税課		上司の命を受け、道税の徴収に関する特定の 事務に従事する。	を	支庁の地域振 興部の総務課		上司の命を受け、財務会計及び公共事業に係 る入札の実施等に関する事務に従事する。	に、
支庁の地域政 策部の地域政 策課		上司の命を受け、地域政策に関する特定の事 務に従事する。		支庁の地域振 興部の納税課		上司の命を受け、道税の徴収に関する特定の 事務に従事する。	
支庁の地域政 策部の環境生 活課		上司の命を受け、環境生活に関する特定の事 務に従事する。		支庁の地域振 興部の地域政 策課		上司の命を受け、地域政策に関する特定の事 務に従事する。	
支庁の経済部 の商工労働観 光課		上司の命を受け、雇用対策に関する特定の事 務に従事する。		支庁の地域振 興部の環境生 活課		上司の命を受け、環境生活に関する特定の事 務に従事する。	
支庁の経済部 の建設指導課		上司の命を受け、住宅及び建築に関する特定 の事務に従事する。		支庁の産業振 興部の商工労 働観光課		上司の命を受け、雇用対策に関する特定の事 務に従事する。	
支庁の経済部 の林務課		上司の命を受け、林務に関する特定の事務に 従事する。		支庁の産業振 興部の農務課		上司の命を受け、農務に関する特定の事務に 従事する。	
支庁の経済部 の水産課		上司の命を受け、水産に関する特定の事務に 従事する。		支庁の産業振 興部の調整課		上司の命を受け、農業農村整備事業に関する 特定の事務に従事する。	
支庁の農業振 興部の農務課		上司の命を受け、農務に関する特定の事務に 従事する。		支庁の産業振 興部の整備課		上司の命を受け、農業農村整備事業に関する 特定の事務に従事する。	
支庁の農業振 興部の調整課		上司の命を受け、農業農村整備事業に関する 特定の事務に従事する。		支庁の産業振 興部の農村振 興課		上司の命を受け、農業農村整備事業に関する 特定の事務に従事する。	
支庁の農業振 興部の整備課		上司の命を受け、農業農村整備事業に関する 特定の事務に従事する。		支庁の産業振 興部の林務課		上司の命を受け、林務に関する特定の事務に 従事する。	
網走支庁の経 済部の商工労 働観光課		上司の命を受け、観光に関する特定の事務に 従事する。		支庁の産業振 興部の水産課		上司の命を受け、水産に関する特定の事務に 従事する。	
衛生学院の課	課長補佐	課長を補佐し、課の事務を整理する。		支庁の産業振 興部の建設指 導課		上司の命を受け、住宅及び建築に関する特定 の事務に従事する。	
支庁	主幹	上司の命を受け、地域調整に係る特定の事務 に従事する。	」	網走支庁の経 済部の商工労 働観光課		上司の命を受け、観光に関する特定の事務に 従事する。	
支庁の地域振 興部		上司の命を受け、地域政策に関する特定の事 務に従事する。		衛生学院の課	課長補佐	課長を補佐し、課の事務を整理する。	
				江差病院、紋	副室長	室長を補佐し、室の事務を整理する。	

別病院及び羽幌病院の保健医療連携室			
中央農業試験場の企画情報室 中央水産試験場の企画情報室	室長補佐	室長を補佐し、室の事務を整理する。	を
中央農業試験場の総務部	主幹	上司の命を受け、部の所定の事務に従事する。	に、
中央農業試験場の企画情報室 中央水産試験場の企画情報室	室長補佐	室長を補佐し、室の事務を整理する。	
上川農業試験場の天北支場	主幹	上司の命を受け、支場の所定の事務に従事する。	
「事業部の事業第二課」を「事業部の事業課」に改め、同表大阪事務所の項を削り、同表中			
支庁の部の課	を	支庁 支庁の部の課	に、「東京事務所の室及び課」を「東京事務
所の室、課及び支所」に改め、「自治政策研修センターの室の課」、「大阪事務所」、「名古屋事務所」、「栽培漁業総合センターの課」及び「地域農業改良普及センター」を削り、「事業課及び事業第二課」を「事業課」に改め、同表文書館の項を削り、同表中			
支庁の経済部の林務課 支庁の農業振興部の整備課	検査専門員	支庁の経済部の林務課 支庁の産業振興部の整備課 支庁の産業振興部の農村振興課	に、「事業第一課」

支庁の農業振興部の整備課	用地専門員	支庁の産業振興部の整備課 支庁の産業振興部の農村振興課	用地専門員
を「事業課」に、「農業試験場（植物遺伝資源センターを除く。）の技術普及部」を「農業試験場の技術普及部」に改め、「もなみ学園」を削り、別表第11の(2)の表中			
支庁の耕地出張所 土木現業所の出張所 土木現業所のダム建設事務所 室蘭土木現業所の出張所の総合治水事務所	次長	所長を補佐し、所の事務を整理する。	を
支庁の普及指導センター 支庁の普及指導センターの支所 支庁の耕地出張所 土木現業所の出張所 土木現業所のダム建設事務所 室蘭土木現業所の出張所の総合治水事務所	次長	所長を補佐し、センター又は所の事務を整理する。	に、

支庁の普及指導センター	主任普及指導員	上司の命を受け、改良普及に関する業務、専門の事項の調査研究及び改良普及員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該担任の事務に従事する。
支庁の普及指導センターの支所	技術主幹	上司の命を受け、普及活動に関する特定の事務に従事する。

「

支庁の道税事務所の課	主査	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を処理する。
------------	----	--------------------------------

」

「

支庁の道税事務所の課 支庁の普及指導センター 支庁の普及指導センターの支所	主査	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を処理する。
---	----	--------------------------------

」

別表第13中

「

附属情報センター	所長	学長の命を受け、附属情報センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
附属図書館	図書館長	学長の命を受け、附属図書館の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	事務長	上司の命を受け、担任の事務を処理する。

」

「

附属総合情報センター	所長	学長の命を受け、附属総合情報センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
------------	----	---

」

に改める。

を

に改める。

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

- 2 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

総務部（北海道互助会の運営指導に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部人事局
総務部行政改革室行政改革課	総務部行政改革局行政改革課
総務部危機対策室	総務部危機対策局
総務部危機対策室防災消防課	総務部危機対策局防災消防課
総務部危機対策室防災消防課防災航空室	総務部危機対策局防災消防課防災航空室
総務部危機対策室原子力安全対策課	総務部危機対策局原子力安全対策課
総務部大学改革推進室	総務部行政改革局大学改革推進室
総務部総務課道民相談センター	知事政策部知事室道政相談センター
総務部人事課	総務部人事局人事課
総務部財政課	総務部財政局財政課
総務部法制文書課	総務部人事局法制文書課
総務部法制文書課行政情報センター	総務部人事局法制文書課行政情報センター
総務部職員厚生課	総務部人事局職員厚生課
総務部管財課	総務部総務課
総務部税務課	総務部財政局税務課
総務部学事課	総務部人事局学事課
東京事務所総務課	東京事務所行政課
自治政策研修センター	総務部人事局人事課
文書館（主任文書専門員及び文書専門員を除く。）	総務部人事局法制文書課
文書館（主任文書専門員及び文書専門員に限る。）	総務部人事局法制文書課文書館
知事政策部（北海道経済・雇用対策本部に	経済部総務課

係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	
企画振興部計画室	企画振興部地域振興・計画局計画室
企画振興部計画室経済調査課	企画振興部地域振興・計画局
企画振興部計画室統計課	企画振興部地域振興・計画局統計課
企画振興部地域振興室地域政策課	企画振興部地域振興・計画局
企画振興部地域振興室市町村課（参事の職務に係る者を除く。）	企画振興部地域振興・計画局市町村課
企画振興部地域振興室市町村課（参事の職務に係る者に限る。）	企画振興部地域主権局
企画振興部地域主権推進室	企画振興部地域主権局
企画振興部交通企画室	企画振興部新幹線・交通企画局
企画振興部交通企画室交通企画課（国内航空グループの職員である者を除く。）	企画振興部新幹線・交通企画局交通企画課
企画振興部交通企画室交通企画課（国内航空グループの職員である者に限る。）	企画振興部新幹線・交通企画局
企画振興部新幹線対策室	企画振興部新幹線・交通企画局新幹線対策室
企画振興部ⅠＴ推進室情報政策課	企画振興部科学ⅠＴ振興局情報政策課
企画振興部科学技術振興課	企画振興部科学ⅠＴ振興局科学技術振興課
環境生活部環境室	環境生活部環境局
環境生活部環境室環境政策課（循環産業に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	環境生活部環境局環境政策課
環境生活部環境室環境政策課（循環産業に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	環境生活部環境局循環型社会推進課
環境生活部環境室環境保全課	環境生活部環境局環境保全課
環境生活部環境室循環型社会推進課	環境生活部環境局循環型社会推進課

環境生活部環境室自然環境課	環境生活部環境局自然環境課	保健福祉部地域福祉課（法人運営グループの職員である者を除く。）	保健福祉部福祉局福祉援護課
環境生活部生活文化・青少年室	環境生活部生活局道民活動文化振興課	保健福祉部地域福祉課（法人運営グループの職員である者に限る。）	保健福祉部福祉局介護保険課
環境生活部生活文化・青少年室文化振興課	環境生活部生活局道民活動文化振興課	保健福祉部高齢者保健福祉課	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課
環境生活部生活文化・青少年室生活振興課（市民活動、スポーツ業務及び行啓業務に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	環境生活部生活局くらし安全課	保健福祉部介護保険課	保健福祉部福祉局介護保険課
環境生活部生活文化・青少年室生活振興課（市民活動、スポーツ業務及び行啓業務に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	環境生活部生活局道民活動文化振興課	保健福祉部障害者保健福祉課	保健福祉部福祉局障害者保健福祉課
環境生活部男女平等参画推進室	環境生活部生活局	保健福祉部保護課	保健福祉部福祉局福祉援護課
環境生活部交通安全対策室	環境生活部生活局くらし安全課	身体障害者リハビリテーションセンター庶務課	身体障害者リハビリテーションセンター企画調整課
開拓記念館事業部普及事業課	開拓記念館事業部教育普及課	身体障害者リハビリテーションセンター指導課	身体障害者リハビリテーションセンター支援課
開拓記念館事業部文化交流課	開拓記念館学芸部研究交流課	身体障害者リハビリテーションセンター訓練課	身体障害者リハビリテーションセンター支援課
開拓記念館学芸部資料課	開拓記念館学芸部資料情報課	経済部観光のくにづくり推進室	経済部観光のくにづくり推進局
開拓記念館学芸部情報サービス課	開拓記念館総務部サービス広報課	経済部経済政策室	経済部総務課
保健福祉部道立病院管理室	保健福祉部道立病院管理局	経済部新産業振興室	経済部商工局産業振興課
保健福祉部子ども未来づくり推進室	保健福祉部子ども未来推進局	経済部資源エネルギー課	経済部産業立地推進局資源エネルギー課
保健福祉部国民健康保険課	保健福祉部保健医療局国民健康保険課	経済部産業立地課	経済部産業立地推進局産業立地課
保健福祉部医療政策課	保健福祉部保健医療局医療政策課	経済部商工振興課（産業集積及び産業支援センター並びに事業化支援に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	経済部商工局商工金融課
保健福祉部疾病対策課（精神保健福祉グループの職員である者を除く。）	保健福祉部保健医療局健康推進課	経済部商工振興課（産業集積及び産業支援センター並びに事業化支援に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部商工局産業振興課
保健福祉部疾病対策課（精神保健福祉グループの職員である者に限る。）	保健福祉部福祉局障害者保健福祉課	経済部産業支援課	経済部商工局産業振興課
保健福祉部地域保健課	保健福祉部保健医療局健康推進課	経済部商業経済交流課	経済部商工局商業経済交流課
保健福祉部食品衛生課	保健福祉部保健医療局食品衛生課	経済部金融課	経済部商工局商工金融課
保健福祉部医務薬務課	保健福祉部保健医療局医務薬務課	経済部雇用対策課	経済部労働局雇用労政課

経済部労政福祉課	経済部労働局雇用労政課	中央農業試験場企画情報技術センター技術普及部	中央農業試験場技術普及部
経済部人材育成課	経済部労働局人材育成課	上川農業試験場研究部稲作科	上川農業試験場研究部水稻科
大阪事務所	東京事務所大阪支所	道南農業試験場研究部園芸環境科	道南農業試験場研究部栽培環境科
名古屋事務所	東京事務所名古屋支所	十勝農業試験場作物研究部てん菜畑作園芸科	十勝農業試験場作物研究部畑作園芸科
農政部食の安全推進室食品政策課	農政部食の安全推進局食品政策課	北見農業試験場作物研究部小麦科	北見農業試験場作物研究部麦類科
農政部食の安全推進室農産振興課	農政部食の安全推進局農産振興課	天北農業試験場	上川農業試験場
農政部食の安全推進室畜産振興課	農政部食の安全推進局畜産振興課	天北農業試験場技術普及部	上川農業試験場天北支場技術普及部
農政部技術普及課	農政部農業経営局技術普及課	畜産試験場家畜生産部	畜産試験場家畜研究部
農政部農業経営課	農政部農業経営局農業経営課	畜産試験場家畜生産部育種科	畜産試験場家畜研究部肉牛育種科
農政部農業支援課	農政部農業経営局農業支援課	畜産試験場家畜生産部養豚科	畜産試験場家畜研究部中小家畜育種科
農政部農地調整課	農政部農業経営局農地調整課	畜産試験場家畜生産部特用家畜科	畜産試験場家畜研究部中小家畜飼養科
農政部農村設計課	農政部農村振興局農村設計課	畜産試験場畜産工学部	畜産試験場基盤研究部
農政部事業調整課	農政部農村振興局事業調整課	畜産試験場畜産工学部代謝生理科	畜産試験場基盤研究部病態生理科
農政部農業施設管理課	農政部農村振興局農業施設管理課	植物遺伝資源センター	中央農業試験場
農政部農村計画課	農政部農村振興局農村計画課	植物遺伝資源センター研究部	中央農業試験場遺伝資源部
農政部農地整備課	農政部農村振興局農地整備課	植物遺伝資源センター研究部管理科	中央農業試験場遺伝資源部ほ場管理科
農政部農村整備課	農政部農村振興局農村整備課	花・野菜技術センター研究部園芸環境科	花・野菜技術センター研究部栽培環境科
中央農業試験場作物開発部	中央農業試験場作物研究部	水産林務部森林環境室森林活用課	水産林務部森林環境局森林活用課
中央農業試験場生産システム部	中央農業試験場生産研究部	水産林務部森林環境室道有林課	水産林務部森林環境局道有林課
中央農業試験場クリーン農業部	中央農業試験場生産環境部	水産林務部全国植樹祭準備室	水産林務部林務局全国植樹祭推進室
中央農業試験場クリーン農業部総合防除科	中央農業試験場環境保全部クリーン農業科	水産林務部企画調整課	水産林務部総務課
中央農業試験場農業環境部	中央農業試験場環境保全部	水産林務部水産経営課	水産林務部水産局水産経営課
中央農業試験場農産工学部	中央農業試験場基盤研究部	水産林務部水産振興課	水産林務部水産局水産振興課
中央農業試験場企画情報技術センター企画情報室（有機農業に関する試験、研究及び調査を処理すべきこととされている主査を除く。）	中央農業試験場企画情報室	水産林務部漁港漁村課	水産林務部水産局漁港漁村課
		水産林務部漁業管理課	水産林務部水産局漁業管理課

水産林務部漁業指導課	水産林務部水産局漁業管理課	務を処理すべきこととされている者に限る。)	
水産林務部木材振興課	水産林務部林務局林業木材課	建設部建築整備室建築課	建設部建築局建築整備課
水産林務部森林計画課	水産林務部林務局森林計画課	建設部建築整備室設備課	建設部建築局建築整備課
水産林務部林業振興課	水産林務部林務局林業木材課	建設部企画調整課（建設行政の企画、広報 広聴及び構造改革に係る事務を処理すべき こととされている者を除く。）	建設部建設管理局建設政策課
水産林務部森林整備課	水産林務部林務局森林整備課	建設部企画調整課（建設行政の企画、広報 広聴及び構造改革に係る事務を処理すべき こととされている者に限る。）	建設部総務課
水産林務部治山課	水産林務部林務局治山課	建設部道路計画課	建設部土木局道路課
函館水産試験場資源管理部	函館水産試験場調査研究部	建設部道路整備課	建設部土木局道路課
函館水産試験場資源増殖部	函館水産試験場調査研究部	建設部河川課	建設部土木局河川課
函館水産試験場資源増殖部資源増殖科	函館水産試験場調査研究部沿岸環境科	建設部空港港湾課	建設部建設管理局建設政策課
函館水産試験場室蘭支場資源管理科	栽培水産試験場調査研究部漁場利用科	建設部砂防災害課	建設部土木局砂防災害課
函館水産試験場室蘭支場資源増殖科	栽培水産試験場調査研究部栽培技術科	建設部都市計画課	建設部まちづくり局都市計画課
網走水産試験場資源管理部	網走水産試験場調査研究部	建設部都市環境課（開発行為及び宅地造成 に係る事務を処理すべきこととされている 者に限る。）	建設部まちづくり局都市計画課
網走水産試験場資源増殖部	網走水産試験場調査研究部	建設部都市環境課（開発行為及び宅地造成 に係る事務を処理すべきこととされている 者を除く。）	建設部まちづくり局都市環境課
網走水産試験場紋別支場	網走水産試験場加工利用部	建設部公園下水道課	建設部まちづくり局都市環境課
栽培漁業総合センター	栽培水産試験場	建設部建築指導課	建設部住宅局建築指導課
栽培漁業総合センター総務課	栽培水産試験場企画総務部総務課	建設部住宅課	建設部住宅局住宅課
栽培漁業総合センター魚類部	栽培水産試験場生産技術部	出納局総務課（財務会計トータルシステム の管理及び運営に係る事務を処理すべきこ ととされている者に限る。）	出納局経理課
栽培漁業総合センター貝類部	栽培水産試験場生産技術部	出納局物品管理課（物品の調達に係る事務 を処理すべきこととされている者を除く。）	出納局総務課
林産試験場総務部総務課経理係	林産試験場総務部総務課会計係		
林産試験場総務部管財課	林産試験場総務部総務課		
建設部建設管理室建設情報課	建設部建設管理局建設情報課		
建設部建設管理室技術管理課	建設部建設管理局技術管理課		
建設部建築整備室計画管理課（道有施設の 効率的かつ計画的な維持管理活動に係る事 務を処理すべきこととされている者を除 く。）	建設部建築局計画管理課		
建設部建築整備室計画管理課（道有施設の 効率的かつ計画的な維持管理活動に係る事	総務部総務課		

出納局物品管理課（物品の調達に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部行政改革局総務業務センター	石狩支庁石狩中部地区農業改良普及センター	石狩支庁石狩農業改良普及センター
札幌医科大学事務局企画課（情報管理係に係る者に限る。）	札幌医科大学附属総合情報センター	石狩支庁石狩北部地区農業改良普及センター（果樹に係る普及指導を行うこととされている主査を除く。）	石狩支庁石狩農業改良普及センター石狩北部支所
札幌医科大学事務局企画課（特許等の知的財産に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	札幌医科大学附属産学・地域連携センター	石狩支庁石狩北部地区農業改良普及センター（果樹に係る普及指導を行うこととされている主査に限る。）	石狩支庁石狩農業改良普及センター
札幌医科大学事務局学務課（産学官連携に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	札幌医科大学附属産学・地域連携センター	渡島支庁総務部総務課	渡島支庁地域振興部総務課
札幌医科大学附属図書館	札幌医科大学附属総合情報センター	渡島支庁総務部会計課	渡島支庁地域振興部総務課
札幌医科大学附属情報センター	札幌医科大学附属総合情報センター	渡島支庁総務部会計課事業管理室	渡島支庁地域振興部総務課
石狩支庁総務部総務課	石狩支庁地域振興部総務課	渡島支庁地域政策部（主幹に限る。）	渡島支庁地域振興部
石狩支庁総務部会計課	石狩支庁地域振興部総務課	渡島支庁地域政策部地域政策課	渡島支庁地域振興部地域政策課
石狩支庁総務部会計課事業管理室	石狩支庁地域振興部総務課	渡島支庁地域政策部地域政策課新幹線推進室	渡島支庁地域振興部地域政策課新幹線推進室
石狩支庁総務部課税課	石狩支庁地域振興部課税課	渡島支庁地域政策部環境生活課	渡島支庁地域振興部環境生活課
石狩支庁総務部納税課	石狩支庁地域振興部納税課	渡島支庁税務部課税課	渡島支庁地域振興部課税課
石狩支庁地域政策部（主幹に限る。）	石狩支庁地域振興部	渡島支庁税務部納税課	渡島支庁地域振興部納税課
石狩支庁地域政策部地域政策課	石狩支庁地域振興部地域政策課	渡島支庁経済部商工労働観光課	渡島支庁産業振興部商工労働観光課
石狩支庁地域政策部環境生活課	石狩支庁地域振興部環境生活課	渡島支庁経済部建設指導課	函館土木現業所企画総務部建設指導課
石狩支庁経済部商工労働観光課	石狩支庁産業振興部商工労働観光課	渡島支庁経済部林務課	渡島支庁産業振興部林務課
石狩支庁経済部建設指導課	石狩支庁産業振興部建設指導課	渡島支庁経済部水産課	渡島支庁産業振興部水産課
石狩支庁経済部林務課	石狩支庁産業振興部林務課	渡島支庁農業振興部農務課	渡島支庁産業振興部農務課
石狩支庁経済部水産室	石狩支庁産業振興部水産室	渡島支庁農業振興部調整課	渡島支庁産業振興部農村振興課
石狩支庁農業振興部農務課	石狩支庁産業振興部農務課	渡島支庁農業振興部整備課	渡島支庁産業振興部農村振興課
石狩支庁農業振興部調整課	石狩支庁産業振興部調整課	渡島支庁渡島南部地区農業改良普及センター	渡島支庁渡島農業改良普及センター渡島南部支所
石狩支庁農業振興部整備課	石狩支庁産業振興部整備課	渡島支庁渡島中部地区農業改良普及センター	渡島支庁渡島農業改良普及センター
石狩支庁石狩南部地区農業改良普及センター	石狩支庁石狩農業改良普及センター	渡島支庁渡島北部地区農業改良普及センター	渡島支庁渡島農業改良普及センター渡島北

ター	部支所		後志支庁総務部総務課	後志支庁地域振興部総務課
函館土木現業所事業部事業第一課（副主幹を除く。）	函館土木現業所事業部事業課施設保全室		後志支庁総務部会計課	後志支庁地域振興部総務課
函館土木現業所事業部事業第一課（副主幹に限る。）	函館土木現業所事業部事業課		後志支庁総務部会計課事業管理室	後志支庁地域振興部総務課
函館土木現業所事業部事業第二課（庶務に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	函館土木現業所事業部事業課		後志支庁総務部税務課	後志支庁地域振興部税務課
函館土木現業所事業部事業第二課（庶務に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	函館土木現業所事業部事業課施設保全室		後志支庁地域政策部（主幹に限る。）	後志支庁地域振興部
檜山支庁総務部総務課	檜山支庁地域振興部総務課		後志支庁地域政策部地域政策課	後志支庁地域振興部地域政策課
檜山支庁総務部会計課	檜山支庁地域振興部総務課		後志支庁地域政策部環境生活課	後志支庁地域振興部環境生活課
檜山支庁総務部会計課事業管理室	檜山支庁地域振興部総務課		後志支庁経済部商工労働観光課	後志支庁産業振興部商工労働観光課
檜山支庁総務部税務課	檜山支庁地域振興部税務課		後志支庁経済部建設指導課	後志支庁産業振興部建設指導課
檜山支庁地域政策部（主幹に限る。）	檜山支庁地域振興部		後志支庁経済部林務課	後志支庁産業振興部林務課
檜山支庁地域政策部地域政策課	檜山支庁地域振興部地域政策課		後志支庁経済部水産課	後志支庁産業振興部水産課
檜山支庁地域政策部環境生活課	檜山支庁地域振興部環境生活課		後志支庁農業振興部農務課	後志支庁産業振興部農務課
檜山支庁経済部商工労働観光課	檜山支庁産業振興部商工労働観光課		後志支庁農業振興部調整課	後志支庁産業振興部農村振興課
檜山支庁経済部建設指導課	檜山支庁産業振興部建設指導課		後志支庁農業振興部整備課	後志支庁産業振興部農村振興課
檜山支庁経済部林務課	檜山支庁産業振興部林務課		後志支庁南後志地区農業改良普及センター	後志支庁後志農業改良普及センター南後志支所
檜山支庁経済部水産課	檜山支庁産業振興部水産課		後志支庁南羊蹄地区農業改良普及センター	後志支庁後志農業改良普及センター
檜山支庁農業振興部農務課	檜山支庁産業振興部農務課		後志支庁中後志地区農業改良普及センター	後志支庁後志農業改良普及センター
檜山支庁農業振興部調整課	檜山支庁産業振興部農村振興課		後志支庁北後志地区農業改良普及センター	後志支庁後志農業改良普及センター北後志支所
檜山支庁農業振興部整備課	檜山支庁産業振興部農村振興課		空知支庁総務部総務課	空知支庁地域振興部総務課
檜山支庁檜山南部地区農業改良普及センター	檜山支庁檜山農業改良普及センター		空知支庁総務部会計課	空知支庁地域振興部総務課
檜山支庁檜山北部地区農業改良普及センター	檜山支庁檜山農業改良普及センター檜山北部支所		空知支庁総務部会計課事業管理室	空知支庁地域振興部総務課
			空知支庁地域政策部（主幹に限る。）	空知支庁地域振興部
			空知支庁地域政策部地域政策課	空知支庁地域振興部地域政策課
			空知支庁地域政策部環境生活課	空知支庁地域振興部環境生活課
			空知支庁税務部課税課	空知支庁地域振興部課税課

空知支庁税務部納税課	空知支庁地域振興部納税課	空知支庁雨竜西部地区農業改良普及センター	空知支庁空知農業改良普及センター北空知支所
空知支庁経済部商工労働観光課	空知支庁産業振興部商工労働観光課	上川支庁総務部総務課	上川支庁地域振興部総務課
空知支庁経済部建設指導課	空知支庁産業振興部建設指導課	上川支庁総務部会計課	上川支庁地域振興部総務課
空知支庁経済部林務課	空知支庁産業振興部林務課	上川支庁総務部会計課事業管理室	上川支庁地域振興部総務課
空知支庁農業振興部農務課	空知支庁産業振興部農務課	上川支庁地域政策部（主幹に限る。）	上川支庁地域振興部
空知支庁農業振興部調整課	空知支庁産業振興部調整課	上川支庁地域政策部地域政策課	上川支庁地域振興部地域政策課
空知支庁農業振興部整備課	空知支庁産業振興部整備課	上川支庁地域政策部環境生活課	上川支庁地域振興部環境生活課
空知支庁空知南東部地区農業改良普及センター（農村生活の改善に係る普及指導を行うこととされている主査を除く。）	空知支庁空知農業改良普及センター空知南東部支所	上川支庁税務部課税課	上川支庁地域振興部課税課
空知支庁空知南東部地区農業改良普及センター（農村生活の改善に係る普及指導を行うこととされている主査に限る。）	空知支庁空知農業改良普及センター	上川支庁税務部納税課	上川支庁地域振興部納税課
空知支庁空知南西部地区農業改良普及センター	空知支庁空知農業改良普及センター空知南西部支所	上川支庁経済部商工労働観光課	上川支庁産業振興部商工労働観光課
空知支庁空知中央地区農業改良普及センター	空知支庁空知農業改良普及センター	上川支庁経済部建設指導課	旭川土木現業所企画総務部建設指導課
空知支庁空知東部地区農業改良普及センター（花きに係る普及指導を行うこととされている主査を除く。）	空知支庁空知農業改良普及センター中空知支所	上川支庁経済部林務課	上川支庁産業振興部林務課
空知支庁空知東部地区農業改良普及センター（花きに係る普及指導を行うこととされている主査に限る。）	空知支庁空知農業改良普及センター北空知支所	上川支庁農業振興部農務課	上川支庁産業振興部農務課
空知支庁空知西部地区農業改良普及センター（畜産に係る普及指導を行うこととされている主査を除く。）	空知支庁空知農業改良普及センター中空知支所	上川支庁農業振興部調整課	上川支庁産業振興部調整課
空知支庁空知西部地区農業改良普及センター（畜産に係る普及指導を行うこととされている主査に限る。）	空知支庁空知農業改良普及センター北空知支所	上川支庁農業振興部整備課	上川支庁産業振興部整備課
空知支庁空知北部地区農業改良普及センター	空知支庁空知農業改良普及センター北空知支所	上川支庁富良野地区農業改良普及センター	上川支庁上川農業改良普及センター富良野支所
		上川支庁大雪地区農業改良普及センター	上川支庁上川農業改良普及センター大雪支所
		上川支庁上川中部地区農業改良普及センター	上川支庁上川農業改良普及センター
		上川支庁士別地区農業改良普及センター	上川支庁上川農業改良普及センター士別支所
		上川支庁名寄地区農業改良普及センター	上川支庁上川農業改良普及センター名寄支所
		上川支庁上川北部地区農業改良普及センター	上川支庁上川農業改良普及センター上川北部支所
		旭川土木現業所事業部事業第一課（副主幹	旭川土木現業所事業部事業課施設保全室

を除く。)		宗谷支庁総務部総務課	宗谷支庁地域振興部総務課
旭川土木現業所事業部事業第一課（副主幹に限る。）	旭川土木現業所事業部事業課	宗谷支庁総務部会計課	宗谷支庁地域振興部総務課
旭川土木現業所事業部事業第二課（庶務に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	旭川土木現業所事業部事業課	宗谷支庁総務部会計課事業管理室	宗谷支庁地域振興部総務課
旭川土木現業所事業部事業第二課（庶務に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	旭川土木現業所事業部事業課施設保全室	宗谷支庁総務部税務課	宗谷支庁地域振興部税務課
留萌支庁総務部総務課	留萌支庁地域振興部総務課	宗谷支庁地域政策部（主幹に限る。）	宗谷支庁地域振興部
留萌支庁総務部会計課	留萌支庁地域振興部総務課	宗谷支庁地域政策部地域政策課	宗谷支庁地域振興部地域政策課
留萌支庁総務部会計課事業管理室	留萌支庁地域振興部総務課	宗谷支庁地域政策部環境生活課	宗谷支庁地域振興部環境生活課
留萌支庁総務部税務課	留萌支庁地域振興部税務課	宗谷支庁経済部商工労働観光課	宗谷支庁産業振興部商工労働観光課
留萌支庁地域政策部（主幹に限る。）	留萌支庁地域振興部	宗谷支庁経済部建設指導課	稚内土木現業所企画総務部建設指導課
留萌支庁地域政策部地域政策課	留萌支庁地域振興部地域政策課	宗谷支庁経済部林務課	宗谷支庁産業振興部林務課
留萌支庁地域政策部環境生活課	留萌支庁地域振興部環境生活課	宗谷支庁経済部水産課	宗谷支庁産業振興部水産課
留萌支庁経済部商工労働観光課	留萌支庁産業振興部商工労働観光課	宗谷支庁農業振興部農務課	宗谷支庁産業振興部農務課
留萌支庁経済部建設指導課	留萌土木現業所企画総務部建設指導課	宗谷支庁農業振興部調整課	宗谷支庁産業振興部農村振興課
留萌支庁経済部林務課	留萌支庁産業振興部林務課	宗谷支庁農業振興部整備課	宗谷支庁産業振興部農村振興課
留萌支庁経済部水産課	留萌支庁産業振興部水産課	宗谷支庁宗谷南部地区農業改良普及センター	宗谷支庁宗谷農業改良普及センター
留萌支庁農業振興部農務課	留萌支庁産業振興部農務課	宗谷支庁宗谷北部地区農業改良普及センター	宗谷支庁宗谷農業改良普及センター宗谷北部支所
留萌支庁農業振興部調整課	留萌支庁産業振興部農村振興課	網走支庁総務部総務課	網走支庁地域振興部総務課
留萌支庁農業振興部整備課	留萌支庁産業振興部農村振興課	網走支庁総務部会計課	網走支庁地域振興部総務課
留萌支庁防災ダム建設事務所	留萌支庁産業振興部農村振興課	網走支庁総務部会計課事業管理室	網走支庁地域振興部総務課
留萌支庁南留萌地区農業改良普及センター	留萌支庁留萌農業改良普及センター南留萌支所	網走支庁総務部税務課	網走支庁地域振興部税務課
留萌支庁中留萌地区農業改良普及センター	留萌支庁留萌農業改良普及センター	網走支庁地域政策部（主幹に限る。）	網走支庁地域振興部
留萌支庁北留萌地区農業改良普及センター	留萌支庁留萌農業改良普及センター北留萌支所	網走支庁地域政策部地域政策課	網走支庁地域振興部地域政策課
		網走支庁地域政策部環境生活課	網走支庁地域振興部環境生活課
		網走支庁経済部商工労働観光課	網走支庁産業振興部商工労働観光課
		網走支庁経済部商工労働観光課観光室	網走支庁産業振興部商工労働観光課観光室

網走支庁経済部建設指導課	網走土木現業所企画総務部建設指導課	胆振支庁税務部納税課	胆振支庁地域振興部納税課
網走支庁経済部林務課	網走支庁産業振興部林務課	胆振支庁経済部商工労働観光課	胆振支庁産業振興部商工労働観光課
網走支庁経済部水産課	網走支庁産業振興部水産課	胆振支庁経済部建設指導課	室蘭土木現業所企画総務部建設指導課
網走支庁農業振興部農務課	網走支庁産業振興部農務課	胆振支庁経済部林務課	胆振支庁産業振興部林務課
網走支庁農業振興部調整課	網走支庁産業振興部調整課	胆振支庁経済部水産課	胆振支庁産業振興部水産課
網走支庁農業振興部整備課	網走支庁産業振興部整備課	胆振支庁農業振興部農務課	胆振支庁産業振興部農務課
網走支庁清里地区農業改良普及センター	網走支庁網走農業改良普及センター清里支所	胆振支庁農業振興部調整課	胆振支庁産業振興部農村振興課
網走支庁網走地区農業改良普及センター	網走支庁網走農業改良普及センター網走支所	胆振支庁農業振興部整備課	胆振支庁産業振興部農村振興課
網走支庁美幌地区農業改良普及センター	網走支庁網走農業改良普及センター美幌支所	胆振支庁東胆振地区農業改良普及センター	胆振支庁胆振農業改良普及センター東胆振支所
網走支庁北見地区農業改良普及センター	網走支庁網走農業改良普及センター	胆振支庁西胆振地区農業改良普及センター	胆振支庁胆振農業改良普及センター
網走支庁湧別地区農業改良普及センター	網走支庁網走農業改良普及センター遠軽支所	日高支庁総務部総務課	日高支庁地域振興部総務課
網走支庁遠軽地区農業改良普及センター	網走支庁網走農業改良普及センター遠軽支所	日高支庁総務部会計課	日高支庁地域振興部総務課
網走支庁紋別地区農業改良普及センター	網走支庁網走農業改良普及センター紋別支所	日高支庁総務部会計課事業管理室	日高支庁地域振興部総務課
網走支庁興部地区農業改良普及センター	網走支庁網走農業改良普及センター紋別支所	日高支庁総務部税務課	日高支庁地域振興部税務課
胆振支庁総務部総務課	胆振支庁地域振興部総務課	日高支庁地域政策部（主幹に限る。）	日高支庁地域振興部
胆振支庁総務部会計課	胆振支庁地域振興部総務課	日高支庁地域政策部地域政策課	日高支庁地域振興部地域政策課
胆振支庁総務部会計課事業管理室	胆振支庁地域振興部総務課	日高支庁地域政策部環境生活課	日高支庁地域振興部環境生活課
胆振支庁地域政策部（主幹に限る。）	胆振支庁地域振興部	日高支庁経済部商工労働観光課	日高支庁産業振興部商工労働観光課
胆振支庁地域政策部地域政策課	胆振支庁地域振興部地域政策課	日高支庁経済部建設指導課	日高支庁産業振興部建設指導課
胆振支庁地域政策部環境生活課	胆振支庁地域振興部環境生活課	日高支庁経済部林務課	日高支庁産業振興部林務課
胆振支庁税務部課税課	胆振支庁地域振興部課税課	日高支庁経済部水産課	日高支庁産業振興部水産課
		日高支庁農業振興部農務課	日高支庁産業振興部農務課
		日高支庁農業振興部調整課	日高支庁産業振興部農村振興課
		日高支庁農業振興部整備課	日高支庁産業振興部農村振興課
		日高支庁日高東部地区農業改良普及センター（肉牛及び軽種馬に係る普及指導を行うこととされている主査を除く。）	日高支庁日高農業改良普及センター日高東部支所

日高支庁日高東部地区農業改良普及センター（肉牛及び軽種馬に係る普及指導を行うこととされている主査に限る。）	日高支庁日高農業改良普及センター	十勝支庁十勝西部地区農業改良普及センター（農村生活の改善に係る普及指導を行うこととされている主査を除く。）	十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝西部支所
日高支庁日高中部地区農業改良普及センター	日高支庁日高農業改良普及センター	十勝支庁十勝西部地区農業改良普及センター（農村生活の改善に係る普及指導を行うこととされている主査に限る。）	十勝支庁十勝農業改良普及センター
日高支庁日高西部地区農業改良普及センター	日高支庁日高農業改良普及センター日高西部支所	十勝支庁十勝中部地区農業改良普及センター	十勝支庁十勝農業改良普及センター
十勝支庁総務部総務課	十勝支庁地域振興部総務課	十勝支庁十勝南部地区農業改良普及センター（農村生活の改善に係る普及指導を行うこととされている主査を除く。）	十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝南部支所
十勝支庁総務部会計課	十勝支庁地域振興部総務課	十勝支庁十勝南部地区農業改良普及センター（農村生活の改善に係る普及指導を行うこととされている主査に限る。）	十勝支庁十勝農業改良普及センター
十勝支庁総務部会計課事業管理室	十勝支庁地域振興部総務課	帯広土木現業所事業部事業第一課（副主幹を除く。）	帯広土木現業所事業部事業課施設保全室
十勝支庁地域政策部（主幹に限る。）	十勝支庁地域振興部	帯広土木現業所事業部事業第一課（副主幹に限る。）	帯広土木現業所事業部事業課
十勝支庁地域政策部地域政策課	十勝支庁地域振興部地域政策課	帯広土木現業所事業部事業第二課（庶務に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	帯広土木現業所事業部事業課
十勝支庁地域政策部環境生活課	十勝支庁地域振興部環境生活課	帯広土木現業所事業部事業第二課（庶務に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	帯広土木現業所事業部事業課施設保全室
十勝支庁税務部課税課	十勝支庁地域振興部課税課	釧路支庁総務部総務課	釧路支庁地域振興部総務課
十勝支庁税務部納税課	十勝支庁地域振興部納税課	釧路支庁総務部会計課	釧路支庁地域振興部総務課
十勝支庁経済部商工労働観光課	十勝支庁産業振興部商工労働観光課	釧路支庁総務部会計課事業管理室	釧路支庁地域振興部総務課
十勝支庁経済部建設指導課	帯広土木現業所企画総務部建設指導課	釧路支庁地域政策部（主幹に限る。）	釧路支庁地域振興部
十勝支庁経済部林務課	十勝支庁産業振興部林務課	釧路支庁地域政策部地域政策課	釧路支庁地域振興部地域政策課
十勝支庁経済部水産課	十勝支庁産業振興部水産課	釧路支庁地域政策部環境生活課	釧路支庁地域振興部環境生活課
十勝支庁農業振興部農務課	十勝支庁産業振興部農務課	釧路支庁税務部課税課	釧路支庁地域振興部課税課
十勝支庁農業振興部調整課	十勝支庁産業振興部調整課		
十勝支庁農業振興部整備課	十勝支庁産業振興部整備課		
十勝支庁十勝東部地区農業改良普及センター	十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝部支所		
十勝支庁十勝東北部地区農業改良普及センター	十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝東北部支所		
十勝支庁十勝北部地区農業改良普及センター	十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝北部支所		

釧路支庁税務部納税課	釧路支庁地域振興部納税課
釧路支庁経済部商工労働観光課	釧路支庁産業振興部商工労働観光課
釧路支庁経済部建設指導課	釧路支庁産業振興部建設指導課
釧路支庁経済部林務課	釧路支庁産業振興部林務課
釧路支庁経済部水産課	釧路支庁産業振興部水産課
釧路支庁農業振興部農務課	釧路支庁産業振興部農務課
釧路支庁農業振興部調整課	釧路支庁産業振興部農村振興課
釧路支庁農業振興部整備課	釧路支庁産業振興部農村振興課
釧路支庁釧路東部地区農業改良普及センター	釧路支庁釧路農業改良普及センター釧路東部支所
釧路支庁釧路北部地区農業改良普及センター	釧路支庁釧路農業改良普及センター
釧路支庁釧路中部地区農業改良普及センター	釧路支庁釧路農業改良普及センター釧路中西部支所
釧路支庁釧路西部地区農業改良普及センター	釧路支庁釧路農業改良普及センター釧路中西部支所
根室支庁総務部総務課	根室支庁地域振興部総務課
根室支庁総務部会計課	根室支庁地域振興部総務課
根室支庁総務部会計課事業管理室	根室支庁地域振興部総務課
根室支庁総務部税務課	根室支庁地域振興部税務課
根室支庁地域政策部（主幹に限る。）	根室支庁地域振興部
根室支庁地域政策部地域政策課	根室支庁地域振興部地域政策課
根室支庁地域政策部環境生活課	根室支庁地域振興部環境生活課
根室支庁地域政策部北方領土対策室	根室支庁地域振興部北方領土対策室
根室支庁経済部商工労働観光課	根室支庁産業振興部商工労働観光課
根室支庁経済部建設指導課	根室支庁産業振興部建設指導課
根室支庁経済部林務課	根室支庁産業振興部林務課
根室支庁経済部水産課	根室支庁産業振興部水産課

根室支庁農業振興部農務課	根室支庁産業振興部農務課
根室支庁農業振興部調整課	根室支庁産業振興部農村振興課
根室支庁農業振興部整備課	根室支庁産業振興部農村振興課
根室支庁南根室地区農業改良普及センター	根室支庁根室農業改良普及センター
根室支庁北根室地区農業改良普及センター（畑作に係る普及指導を行うこととされている主査を除く。）	根室支庁根室農業改良普及センター北根室支所
根室支庁北根室地区農業改良普及センター（畑作に係る普及指導を行うこととされている主査に限る。）	根室支庁根室農業改良普及センター

- 3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。

自治政策研修センター研修室研修課企画調整係長	総務部人事局人事課主査
自治政策研修センター研修室研修課研修係長	総務部人事局人事課主査
文書館事業課普及閲覧係長	総務部人事局法制文書課文書館主査
文書館資料課公文書係長	総務部人事局法制文書課文書館主査
文書館資料課私文書係長	総務部人事局法制文書課文書館主査
名古屋事務所長	東京事務所名古屋支所長
農政部技術普及課首席専門技術員	農政部農業経営局技術普及課首席普及指導員
農政部技術普及課総括専門技術員	農政部農業経営局技術普及課総括普及指導員
中央農業試験場企画情報技術センター技術普及部主任専門技術員	中央農業試験場技術普及部主任普及指導員
中央農業試験場企画情報技術センター技術普及部専門技術員	中央農業試験場技術普及部主査
上川農業試験場総務課会計係長	上川農業試験場総務課主査

上川農業試験場技術普及部主任専門技術員	上川農業試験場技術普及部主任普及指導員	水産林務部森林環境室森林活用課総括林業専門技術員	水産林務部森林環境局森林活用課総括普及指導員
上川農業試験場技術普及部専門技術員	上川農業試験場技術普及部主査	水産林務部森林環境室森林活用課主任林業専門技術員	水産林務部森林環境局森林活用課主任普及指導員
道南農業試験場技術普及部主任専門技術員	道南農業試験場技術普及部主任普及指導員	水産林務部水産振興課首席水産業専門技術員	水産林務部水産局水産振興課首席普及指導員
十勝農業試験場総務課会計係長	十勝農業試験場総務課主査	水産林務部水産振興課主任水産業専門技術員	水産林務部水産局水産振興課主任普及指導員
十勝農業試験場技術普及部主任専門技術員	十勝農業試験場技術普及部主任普及指導員	中央水産試験場総括水産業専門技術員	中央水産試験場総括普及指導員
十勝農業試験場技術普及部専門技術員	十勝農業試験場技術普及部主査	中央水産試験場主任水産業専門技術員	中央水産試験場主任普及指導員
根釧農業試験場総務課会計係長	根釧農業試験場総務課主査	函館水産試験場室蘭支場総括水産業専門技術員	栽培水産試験場総括普及指導員
根釧農業試験場技術普及部主任専門技術員	根釧農業試験場技術普及部主任普及指導員	函館水産試験場室蘭支場主任水産業専門技術員	栽培水産試験場主任普及指導員
根釧農業試験場技術普及部専門技術員	根釧農業試験場技術普及部主査	釧路水産試験場総括水産業専門技術員	釧路水産試験場総括普及指導員
北見農業試験場総務課会計係長	北見農業試験場総務課主査	釧路水産試験場主任水産業専門技術員	釧路水産試験場主任普及指導員
北見農業試験場技術普及部主任専門技術員	北見農業試験場技術普及部主任普及指導員	林産試験場企画指導部主任林業専門技術員	林産試験場企画指導部主任普及指導員
天北農業試験場長	上川農業試験場天北支場長	林業試験場総括林業専門技術員	林業試験場総括普及指導員
天北農業試験場総務課長	上川農業試験場天北支場主幹	林業試験場主任林業専門技術員	林業試験場主任普及指導員
天北農業試験場総務課総務係長	上川農業試験場天北支場主査	札幌医科大学附属図書館事務長	札幌医科大学附属総合情報センター副所長
天北農業試験場研究部管理科長	上川農業試験場天北支場技術普及部主査	札幌医科大学附属図書館図書館システム係長	札幌医科大学附属総合情報センター情報システム係長
天北農業試験場研究部牧草飼料科長	上川農業試験場天北支場技術普及部主査	石狩支庁総務部会計課長	石狩支庁地域振興部総務課主幹
天北農業試験場研究部草地環境科長	上川農業試験場天北支場技術普及部主査	石狩支庁石狩南部地区農業改良普及センター地域係長	石狩支庁石狩農業改良普及センター地域第一係長
天北農業試験場技術普及部主任専門技術員	上川農業試験場天北支場技術普及部主任普及指導員	石狩支庁石狩中部地区農業改良普及センター地域第一係長	石狩支庁石狩農業改良普及センター地域第二係長
畜産試験場技術普及部主任専門技術員	畜産試験場技術普及部主任普及指導員	石狩支庁石狩中部地区農業改良普及センター地域第二係長	石狩支庁石狩農業改良普及センター地域第三係長
植物遺伝資源センター総務課長	中央農業試験場総務部主幹		
花・野菜技術センター総務部総務課会計係長	花・野菜技術センター総務部総務課主査		
花・野菜技術センター技術普及部主任専門技術員	花・野菜技術センター技術普及部主任普及指導員		
農業大学校総務部総務課会計係長	農業大学校総務部総務課主査		
水産林務部森林環境室森林活用課首席林業専門技術員	水産林務部森林環境局森林活用課首席普及指導員		

石狩支庁石狩北部地区農業改良普及センター所長	石狩支庁石狩農業改良普及センター石狩北部支所長	後志支庁北後志地区農業改良普及センター所長	後志支庁後志農業改良普及センター北後志支所長
渡島支庁総務部会計課長	渡島支庁地域振興部総務課主幹	後志支庁北後志地区農業改良普及センター調整係長	後志支庁後志農業改良普及センター北後志支所地域第一係長
渡島支庁農業振興部整備課長	渡島支庁産業振興部農村振興課主幹	後志支庁北後志地区農業改良普及センター地域係長	後志支庁後志農業改良普及センター北後志支所地域第二係長
渡島支庁渡島南部地区農業改良普及センター所長	渡島支庁渡島農業改良普及センター渡島南部支所長	空知支庁総務部会計課長	空知支庁地域振興部総務課主幹
渡島支庁渡島南部地区農業改良普及センター調整係長	渡島支庁渡島農業改良普及センター渡島南部支所主査	空知支庁空知南東部地区農業改良普及センター所長	空知支庁空知農業改良普及センター空知南東部支所長
渡島支庁渡島北部地区農業改良普及センター所長	渡島支庁渡島農業改良普及センター渡島北部支所長	空知支庁空知南東部地区農業改良普及センター調整係長	空知支庁空知農業改良普及センター空知南東部支所地域第一係長
渡島支庁渡島北部地区農業改良普及センター調整係長	渡島支庁渡島農業改良普及センター渡島北部支所地域係長	空知支庁空知南東部地区農業改良普及センター地域係長	空知支庁空知農業改良普及センター空知南東部支所地域第二係長
函館土木現業所事業部事業第一課長	函館土木現業所事業部事業課施設保全室長	空知支庁空知南西部地区農業改良普及センター所長	空知支庁空知農業改良普及センター空知南西部支所長
檜山支庁総務部会計課長	檜山支庁地域振興部総務課主幹	空知支庁空知東部地区農業改良普及センター地域第一係長	空知支庁空知農業改良普及センター中空知支所地域第二係長
檜山支庁農業振興部整備課長	檜山支庁産業振興部農村振興課主幹	空知支庁空知東部地区農業改良普及センター地域第二係長	空知支庁空知農業改良普及センター中空知支所地域第三係長
檜山支庁檜山北部地区農業改良普及センター所長	檜山支庁檜山農業改良普及センター檜山北部支所長	空知支庁空知西部地区農業改良普及センター所長	空知支庁空知農業改良普及センター中空知支所長
檜山支庁檜山北部地区農業改良普及センター次長	檜山支庁檜山農業改良普及センター檜山北部支所次長	空知支庁空知西部地区農業改良普及センター地域係長	空知支庁空知農業改良普及センター中空知支所地域第一係長
檜山支庁檜山北部地区農業改良普及センター調整係長	檜山支庁檜山農業改良普及センター檜山北部支所地域第一係長	空知支庁空知北部地区農業改良普及センター所長	空知支庁空知農業改良普及センター北空知支所長
檜山支庁檜山北部地区農業改良普及センター地域係長	檜山支庁檜山農業改良普及センター檜山北部支所地域第二係長	空知支庁空知北部地区農業改良普及センター地域第三係長	空知支庁空知農業改良普及センター北空知支所主査
後志支庁総務部会計課長	後志支庁地域振興部総務課主幹	空知支庁雨竜西部地区農業改良普及センター地域第一係長	空知支庁空知農業改良普及センター北空知支所地域第三係長
後志支庁経済部林務課森林保全係長	後志支庁産業振興部林務課主査	空知支庁雨竜西部地区農業改良普及センター地域第二係長	空知支庁空知農業改良普及センター北空知支所地域第四係長
後志支庁農業振興部整備課長	後志支庁産業振興部農村振興課主幹		
後志支庁南後志地区農業改良普及センター所長	後志支庁後志農業改良普及センター南後志支所長		
後志支庁南羊蹄地区農業改良普及センター地域係長	後志支庁後志農業改良普及センター地域第三係長		

上川支庁総務部会計課長	上川支庁地域振興部総務課主幹
上川支庁富良野地区農業改良普及センター所長	上川支庁上川農業改良普及センター富良野支所長
上川支庁大雪地区農業改良普及センター所長	上川支庁上川農業改良普及センター大雪支所長
上川支庁上川中部地区農業改良普及センター地域第三係長	上川支庁上川農業改良普及センター地域第二係長
上川支庁上川中部地区農業改良普及センター地域第四係長	上川支庁上川農業改良普及センター地域第三係長
上川支庁上川中部地区農業改良普及センター地域第五係長	上川支庁上川農業改良普及センター地域第四係長
上川支庁士別地区農業改良普及センター所長	上川支庁上川農業改良普及センター士別支所長
上川支庁名寄地区農業改良普及センター所長	上川支庁上川農業改良普及センター名寄支所長
上川支庁上川北部地区農業改良普及センター所長	上川支庁上川農業改良普及センター上川北部支所長
上川南部森づくりセンター普及課普及推進係長	上川南部森づくりセンター普及課主査
旭川土木現業所事業部事業第一課長	旭川土木現業所事業部事業課施設保全室長
留萌支庁総務部会計課長	留萌支庁地域振興部総務課主幹
留萌支庁農業振興部整備課長	留萌支庁産業振興部農村振興課主幹
留萌支庁防災ダム建設事務所施設管理係長	留萌支庁産業振興部農村振興課主査
留萌支庁南留萌地区農業改良普及センター所長	留萌支庁留萌農業改良普及センター南留萌支所長
留萌支庁北留萌地区農業改良普及センター所長	留萌支庁留萌農業改良普及センター北留萌支所長
留萌森づくりセンター普及課普及推進係長	留萌森づくりセンター普及課主査
宗谷支庁総務部会計課長	宗谷支庁地域振興部総務課主幹
宗谷支庁経済部林務課森林保全係長	宗谷支庁産業振興部林務課主査

宗谷支庁農業振興部整備課長	宗谷支庁産業振興部農村振興課主幹
宗谷支庁宗谷北部地区農業改良普及センター所長	宗谷支庁宗谷農業改良普及センター宗谷北部支所長
宗谷支庁宗谷北部地区農業改良普及センター地域第一係長	宗谷支庁宗谷農業改良普及センター宗谷北部支所地域係長
網走支庁総務部会計課長	網走支庁地域振興部総務課主幹
網走支庁経済部林務課みどり対策係長	網走支庁産業振興部林務課主査
網走支庁東部耕地出張所用地係長	網走支庁東部耕地出張所主査
網走支庁中部耕地出張所用地係長	網走支庁中部耕地出張所主査
網走支庁西部耕地出張所用地係長	網走支庁西部耕地出張所主査
網走支庁清里地区農業改良普及センター所長	網走支庁網走農業改良普及センター清里支所長
網走支庁網走地区農業改良普及センター所長	網走支庁網走農業改良普及センター網走支所長
網走支庁美幌地区農業改良普及センター所長	網走支庁網走農業改良普及センター美幌支所長
網走支庁遠軽地区農業改良普及センター所長	網走支庁網走農業改良普及センター遠軽支所長
網走支庁紋別地区農業改良普及センター所長	網走支庁網走農業改良普及センター紋別支所長
網走支庁紋別地区農業改良普及センター調整係長	網走支庁網走農業改良普及センター紋別支所地域第一係長
網走支庁興部地区農業改良普及センター地域係長	網走支庁網走農業改良普及センター紋別支所地域第二係長
網走西部森づくりセンター普及課普及推進係長	網走西部森づくりセンター普及課主査
胆振支庁総務部会計課長	胆振支庁地域振興部総務課主幹
胆振支庁農業振興部整備課長	胆振支庁産業振興部農村振興課主幹
胆振支庁東胆振地区農業改良普及センター所長	胆振支庁胆振農業改良普及センター東胆振支所長

日高支庁総務部会計課長	日高支庁地域振興部総務課主幹	ター所長	西部支所長
日高支庁農業振興部整備課長	日高支庁産業振興部農村振興課主幹	釧路支庁釧路西部地区農業改良普及センター地域係長	釧路支庁釧路農業改良普及センター釧路中西部支所地域第二係長
日高支庁日高東部地区農業改良普及センター所長	日高支庁日高農業改良普及センター日高東部支所長	根室支庁総務部会計課長	根室支庁地域振興部総務課主幹
日高支庁日高西部地区農業改良普及センター所長	日高支庁日高農業改良普及センター日高西部支所長	根室支庁経済部林務課森林保全係長	根室支庁産業振興部林務課主査
十勝支庁総務部会計課長	十勝支庁地域振興部総務課主幹	根室支庁農業振興部整備課長	根室支庁産業振興部農村振興課主幹
十勝支庁北部耕地出張所用地係長	十勝支庁北部耕地出張所主査	根室支庁北根室地区農業改良普及センター所長	根室支庁根室農業改良普及センター北根室支所長
十勝支庁十勝東部地区農業改良普及センター所長	十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝東部支所長	根室森づくりセンター普及推進係長	根室森づくりセンター主査
十勝支庁十勝東北部地区農業改良普及センター所長	十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝東北部支所長		
十勝支庁十勝北部地区農業改良普及センター所長	十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝北部支所長		
十勝支庁十勝西部地区農業改良普及センター所長	十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝西部支所長		
十勝支庁十勝南部地区農業改良普及センター所長	十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝南部支所長		
帯広土木現業所事業部事業第一課長	帯広土木現業所事業部事業課施設保全室長		
帯広土木現業所事業部事業第二課公園下水道係長	帯広土木現業所事業部事業課下水道係長		
釧路支庁総務部会計課長	釧路支庁地域振興部総務課主幹		
釧路支庁農業振興部整備課長	釧路支庁産業振興部農村振興課主幹		
釧路支庁釧路東部地区農業改良普及センター所長	釧路支庁釧路農業改良普及センター釧路東部支所長		
釧路支庁釧路東部地区農業改良普及センター地域第一係長	釧路支庁釧路農業改良普及センター釧路東部支所地域係長		
釧路支庁釧路東部地区農業改良普及センター地域第二係長	釧路支庁釧路農業改良普及センター釧路東部支所主査		
釧路支庁釧路中部地区農業改良普及セン	釧路支庁釧路農業改良普及センター釧路中		